

## [資料] フリードル・ヴァイス「フランス裁判所における自動執行条約と直接適用可能なEEC法」

その他のタイトル	[Material] Friedl Weiss, Self Executing Treaties and Directly Applicable EEC Law in French Courts
著者	本浪 章市, 島崎 修一
雑誌名	関西大学法学論集
巻	34
号	2
ページ	502-553
発行年	1984-06-30
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10112/00025488">http://hdl.handle.net/10112/00025488</a>

フリードル・ヴァイス

## 「フランス裁判所における

## 自動執行条約と直接適用可能なEEC法」

Friedl Weiss, Self Executing Treaties and Directly  
Applicable EEC Law in French Courts

本 浪 章 市  
島 崎 修 一

は し が き

工業所有権保護に関するパリ条約についてのボーデンハウゼンの解説書を契機として、自動執行条約への関心が深まり、国際工業所有権研究者の注意が喚起されている。国際法の分野でも、田畑茂二郎、高野雄一、畝村繁、広部和也の諸教授による貴重な言及がなされているけれども、本格的な研究については、専門外のことでもあり、小生寡聞であって、山手治之教授の先駆的かつ綿密な論稿〔欧州共同体法の直接的適用性〕立命館法学一二五―一二七号〕をみるだけであったが、最近、岩沢雄司助教教授による詳細かつ該博な研究〔条約の直接適用可能性〕法学協会雑誌 九九―一二二、一〇〇―一・二・三・一一、一〇一―三〕が提示さ

れている。

ポードンハウゼンについて検討しはじめた頃には、資料が比較的乏しく、また条約の問題でもあるので、関西学院大学の小川芳彦教授に御教示を乞うた。そこで、参考資料として小川教授から筆者に御送付戴いたのが、本資料の原文である Friedl Weiss, *Self Executing Treaties and Directly Applicable EEC Law in French Courts* (Legal Issues of European Integration 1 (1979), pp 51-84) である。尚、論者ノリイブ・ヌ・ヴァン・ヌ、*The London School of Economics and Political Science* の講師である。

翻訳については、竹本正幸教授指導下の博士課程後期課程院生、島崎修一君と共訳することとし、島崎君が論文全体に亘り概訳したものに、私と私の指導院生である真砂康司君が検討を加えた。この検討過程で私の意見により訂正が加えられた部分もかなりあるので、もし思い違いや誤解があれば、それは私の文責に帰すべきものである。しかし、大部分は島崎君の業績となるべきものである。

本浪草市 記

目 次

- 一、序 文
- 二、国際条約と国内法との関係
  - A、一般概念
  - B、「自動执行的」及び「直接適用可能」という概念
- 三、フランス法体系と国際法
  - A、憲 法
  - B、フランス法規範のヒエラルキー
- 四、フランス裁判所での国際条約の位置
  - A、国内法と後の条約との抵触
  - B、条約とその後に制定された国内法との抵触

「フランス裁判所における自動執行条約と直接適用可能なEEC法」

二四一（五〇三）

五、フランス裁判所における共同体法の位置

A、共同体法の直接的効果

(1) 通常裁判所

(2) 行政裁判所

B、フランス裁判所とEEC条約一七七条

C、相互性要件

D、共同体法の優位性と憲法五五条

六、結 論

一、序 文

ヨーロッパ共同体の法秩序が「裁判官達のヨーロッパ」<sup>(1)</sup> (l'Europe des Juges) と表現されてきたのは、極めて適切である。ヨーロッパ共同体司法裁判所は、正当に共同体の安定と発展について大いなる信望を得ている。しかしながら、このことが、国内の司法権もまた重要な役割を果たしているという事実をおおい隠すものではない。実際、共同体裁判所と各構成国の国内裁判所との司法協力の十分な枠組みの発展によって、共同体の諸成果がEEC内の個人に日常の諸問題の中で利益をもたらすという、唯一最終的な保障が与えられる、ということが徐々に明らかになっている。共同体法に由来する個人の権利と利益を是認しようとする国内裁判所の法的態度こそが、統合という理想的で抽象的な概念を実際に現実のものとする唯一の有効な手段となる。

共同体裁判所の裁判官は、共同体の裁判官としてのみ機能し、この資格において自らの行動様式を展開し発展させてきた。<sup>(2)</sup> 他方、国内裁判所の裁判官は三重の機能を担っている。即ち、先ず第一に国内裁判官として機能すると同時に、彼らが服している憲法及び司法規則が課す制限の範囲内<sup>(3)</sup>で、国際裁判官として、また共同体裁判官としても機能する。<sup>(4)</sup> 従って、国家の憲法及び伝統に拘束され、また拘束されていると考える国内裁判所は、「EEC」なる新しい現象に対応するため数多くの問題に直面した。<sup>(5)</sup> 例えは、

フランス裁判所は、最近まで共同体裁判所から共同体法の有権解釈を引き出すのを不本意としていた許りでなく、<sup>(6)</sup> 共同体法の直接適用性とか優位性とかいう基本概念について共同体裁判所の判例法とは全面的に意見を異にし、またこれに無理解でもあった。

この研究は、第一に、「二、三の前提となる意見を付して、一方では国際条約による法と国内法との関係の枠組みの中で、他方ではフランス憲法中の関係条項の枠組みの中で、この問題の現状を概説することであり、第二には、「古典的」自動執行条約の条項と直接適用可能な共同体法とを取扱っているフランス裁判所の判例を、例を挙げて検討し対比することである。さらには、第三に、共同体裁判所により明示されたヨーロッパ、共同体の新しい法秩序の原則的受入れに、今までのところフランス裁判所の実行が十分対応しているか否かについて、なんらかの結論に到達するところである。

- (1) Robert Lecourt, *L'Europe des Juges*, Bruxelles 1976.
- (2) Reuter, *Le droit international et la Place du juge Français dans l'ordre constitutionnel national*, in *L'application du droit international par le juge Français*, Paris. A. Colin 1972, p. 171, 219, Kutscher, *Community Law and the National Judge*, 89 L. Q. R., 487, 488.
- (3) 「機能上の二重性」(dédoublment fonctionnel) という国際法キョントは、共同体機関として及び国内制度としてのもろ複雑な機能の不適当な説明に及ぶ。Bantzen, *Staatsgewalt und Gemeinschaftshoheit bei der innerstaatlichen Durchführung des Rechts der Europäischen Gemeinschaften durch die Mitgliedstaaten*, 1977, p. 41; Rideau, *Le contentieux de l'application du droit communautaire par les pouvoirs publics nationaux*, D. 1974 I, p. 147.
- (4) Rideau, *Le rôle des Etats membres dans l'application du droit communautaire*, A. F. D. I. 1972, p. 864, 882; Nguyen Quoc Dinh, *La Jurisprudence Française Actuelle et le Contrôle de la Conformité des lois aux traités*, A. F. D. I. 1975, p. 859, 882.
- (5) Reuter, op. cit., 22, 24, 26.
- (6) Ruzié, *Les procédés de mise en vigueur des engagements internationaux pris par la France*, J. D. I. 1974, p. 562, 572; *id.* in *L'application du droit international par Le Juge français*, Paris 1972, p. 103, 114, 118.

二、国際条約と国内法との関係

A 一般概念

国際法が個人の権利・義務を創設するか、また如何なる範囲において創設するかという問題は、正確にそれらの権利・義務が実効性をもつよう意図される法的範囲に関するもうひとつの問題に接合していると思われる。個人は国際法上制限された能力しか有しないと一般に認められているとしても、この前提から、個人が国内法秩序内で機能している裁判所により国際条約その他の国際法に由来する権利を認められないというわけではない。<sup>(7)</sup>

国際条約はもはや締約国のみ権利・義務を定める法源ではない。<sup>(8)</sup> 最も強硬な二元論者ですら、条約が次第に個人の行為や保護に向けられて、ときには、直接、個人に権利を付与したり義務を課すことを認めている。

しかし、国際法と国内法との関係について一元論<sup>(9)</sup>を採る者も二元論<sup>(10)</sup>を採る者も共に、条約が国内法上の有効性を取得する仕方に全面的な努力を傾けてきた。<sup>(11)</sup>

国内法の形での条約の適用可能性という別の疑問に関する問題は、逆に広く無視されるか、あるいは単にアメリカの実行から引き出されてくる「自動執行」(self-executing)という用語に言及することによって処理されてきた。<sup>(12)</sup> 国家が二元論と一元論のいずれのアプローチを採用するにせよ、条約が国内法制度の下でなんらかの効果をもつには、その法制度の下で有効であらねばならない。それ以上の「自動執行」あるいは「直接適用可能」という属性は、条約がそのまま適用されることを意味するのではなくて、単になんらかの機関がいかなる立法的介入をも排除してその条約を適用する権限を有していることを意味するのである。<sup>(13)</sup>

国内裁判官は、確固たる理論的支持もなく、また具体的問題を解決するための一貫した実行を参照することなしに、直接適用の範囲を決定する作業にしばしば直面する。自国の憲法に忠実な国内裁判官は、所与の条約規定が直接適用可能であるか否かを決定するの<sup>(14)</sup>に、国際法規と国内法規の双方を共に考慮することになるであろう。<sup>(15)</sup>

では一体、何が自動執行的な条約規定なのか。

B 「自動執行的」及び「直接適用可能」という概念

先ず問われる問題は、自動執行的な条約規定を解釈する国内裁判官が、国際法上の標準及び基準のみを参照せねばならないのか、国内法上関係する国内の実行をも参照せねばならないのか、である。<sup>(18)</sup>この問題は、さらにそうした条約規定の適用の意味と態度にかかってくる。「直接適用可能」という用語が用いられる場合、個人が国内法制度において条約から権利を引き出しうることを示す。また、例えば、裁判官や行政官が、抵触する国内法規に優先して条約の規定を適用せねばならないことを、強調するのにも用いられるであろう。

条約の規定が直接適用可能か否かを考察する場合、先ず当該規定が自動執行的であることを当事国が意図していたかを問うことから始まる。<sup>(19)</sup>直接適用可能性は、従って国際法が固有にかつ本来的に有している性質なのである。<sup>(20)</sup>

条約の規定が自動執行的であるか否かを決定しうる一般に承認された基準が存在しない中で、最終的な裁判権を有する三つの裁判所がこの問題をどのように考えてきたかを検討する必要がある。

ダンテッチと鉄道職員事件での勧告的意見の中で、常設国際司法裁判所は、「十分に確立した国際法の原則に従えば、『職員協定』(Beamtenabkommen)が暫定協定であって、それ自身個人に直接の権利及び義務を創設しえないことは容易に認められる。しかし、締約国の意思によって個人の権利・義務を創設し、国内裁判所により強制される種の明確な規則を、当事国が採択しうるものが、国際協定の目的そのものでありうることも争えないところである」と述べている。<sup>(21)</sup>

こうして常設国際司法裁判所は、国際協定により個人の権利・義務は創設されえないとの推定は、当事国の明白にこれに反する意思によってくつがえされることがあるのを認めた。<sup>(22)</sup>国際条約の優位性を確立した一七八九年の合衆国憲法第六条の意味は、リーディング・ケースである *Foster and Elam v. Nelson* 事件<sup>(24)</sup>において合衆国最高裁による解釈が与えられた。最高裁判官、マーシャル (Marshall) 判事は、「条約は、それがなんらかの制定法規の助けをかりることなくそれ自身で自動執行的であるときに

は、常に裁判所において立法府の行為に等しいものとみなされねばならない」と宣言した。この一節並びにアメリカの学者の著作からも知られるように、自動執行的な条約規定は、国内法秩序における有効性の前提として、なんらの国内立法をも必要としないという事実が強調されている。<sup>(25)</sup> 条約の規定が自動執行的であるか否かの問題は、ここでは国内の憲法の見地から考察される、そして国内の憲法がその後の立法の必要なしに自動執行的効果を帰属させるか、さもなければ変型を要求するのである。この区別は、従って容易に国際法の領域に移転されえないのである。<sup>(26)</sup>

ヨーロッパ共同体司法裁判所は、これらいずれのアプローチにも従わず、両方の要素を結びつけて二段階で展開される独自の新しいアプローチを生み出した。第一に、常設国際司法裁判所によりかつて維持されていた、条約による個人の権利・義務の創設に反する前提は、これを退けた。即ち、構成国の相互の権利・義務が共同体諸条約の中で具体化されているという事実は、直接適用可能な条約規定たる性質に関する若干の特別な前提要件が充足されていることを条件として、個人に権利を付与したり義務を課することを妨げるものではない。その規定はまた自己充足的な性質を有していなければならない。即ち、その規定の実施に、さらにそれ以上の立法行為が必要とされてはならない。<sup>(28)</sup> 第二段階として、裁判所は、共同体法の自動執行的な規定と、憲法を含む構成国の法のそれに抵触する規定との間の関係という、尚一層困難な問題に直面する。

ヨーロッパ司法裁判所が直面した問題は、二面性を有した。即ち、どの共同体条約もアメリカ憲法及び他のいくつかの憲法と比較しうる優位性条項をもっていない。<sup>(29)(30)</sup> 共同体法は本質的に地域的国際法の一形態であって、共同体法と国内法秩序との関係を規律する規則は、それゆえ国際法と国内法秩序との関係を規律する規則と同じであるとする学者がいる。<sup>(31)</sup> 国際法はなんらかの特別な同意方法を明示せずに、単に各国に国際法上の義務の承諾を要求するのであるから、このことは、共同体法が国内の憲法の種々の規定と対応してはじめて、国内法秩序に適用されることを意味するのである。<sup>(33)</sup>

ヨーロッパ司法裁判所が作り出した抵触規則は、国内法と抵触する場合、共同体法が優位することを宣言している。<sup>(34)</sup> この優位性は、その前提要件である直接適用性の概念と不可分に結びつけられていて、国内裁判所が国内法のこれと抵触する規定を無視でき



- (7) Bleckmann, *Begriff und Kriterien der innerstaatlichen Anwendbarkeit volkerrechtlicher Verträge*, Berlin 1970, p. 175.
- (8) 共同法廷所による個人に対する国家義務の直接の権限を問ふ事案の判決は、その性質からして、*Cass. Crim.* 20. 12. 1951, J. C. P. 52, II, 7014, note, H. Blin; Ruzicé, J. D. I. 1976, p. 908.
- (9) 國際法學の「邦内法の適用」の論議。Kelsen, *Reine Rechtslehre*, 2. Aufl. 1960, p. 339; Verdross, *Völkerrecht*, 4th ed. 1959, p. 62ff; Oppenheim-Lauterpacht, *International Law*, 7th ed. 1948, p. 37ff; Scelle, *Rev. Dr. Pub.* 1952, p. 1016f.
- (10) P. C. I. J. 判決の I. C. J. の解説を参照。Marek, 66R. G. D. I. P. 1962, p. 266ff. を参照。
- (11) Bleckmann, op. cit., p. 58; Koller, *Die unmittelbare Anwendbarkeit volkerrechtlicher Verträge und des EWG-Vertrages im innerstaatlichen Bereich*, Bern 1971, p. 25.
- (12) 邦内法の適用の可否をめぐって Hoff man-Becking, *Normaufbau und Methode*, Tübingen 1973, p. 18; Lorenzen, *Der Schutz der Grundrechte in Dänemark*, EuGRZ 76, p. 468; Marcoff, *Les Règles d'application indirecte en droit international*, R. G. D. I. P. 1976, Vol. 80, p. 385, 388.
- (13) Vignes, *L'autorité des traités internationaux en droit interne*, Etudes de droit comtemporaine, VI Congrès International de Droit Comparé, Hamburg 1962, rapport français, p. 475; Bleckmann, op. cit., 56.
- (14) Waelbroeck, *The application of EEC Law by National Courts*, Stanford Law Review, Vol. 19, p. 1248, at 1249; Rupp, *Judicial Review of International Agreements: Federal Republic of Germany*, A. J. C. L. Vol. 25, 1977, p. 268, 298.
- (15) Bleckmann, op. cit., 23, 24.
- (16) Quincy Wright, *Treaties as Law in National Courts; The United States, Louisiana Law Review*, Vol. XVI, 1956, p. 755, at 758; Pescatore, *L'application directe des traités européens par les juridictions nationales: la jurisprudence* 「フランス裁判所における自動執行条約と直接適用可能な EEC 法」 一四七 (五〇九)

*dence nationale*, R. T. D. E. 1969, p. 697, 699; Waelbroeck, *Examen de jurisprudence, Communautés Européennes* 1965 & 1971, *Revue critique critique de jurisprudence Belge* 1971, ch. III, Nr. 21; Bleckmann, *op. cit.*, 106.

(17) Reuter, *op. cit.*, 23, 24.

(18) シムンダの討論によつて、直接適用問題の問題が、全面的に、また、優先的に、国内法に優先して、法律上の本質の、  
 への、Amphoux, note on *Van Gend en Loos* in 68 R. G. D. I. P. 1964, p. 142; Evans, Self-executing Treaties in the  
 U. S. of America, in B. Y. I. L. 1953, p. 178, at 183; Bleckmann, *op. cit.*, 139 and in *Verfassungsrechtliches Kom-  
 petenzbild des nationalen Richters und innerstaatliche Anwendbarkeit des Artikel 95 E. W. G. Vertrag*, Eur. R. 4  
 1969, p. 709, 115, submissions of the Dutch and Belgian Governments in *Van Gend en Loos*. 却つて、  
 本邦内法に優先するに、Verdross, *Völkerrecht*, 1964, p. 122, Messen, *The Application of rules of Public  
 International Law within Community Law*, C. M. I. Rev. 1976, p. 485, 494. 本邦内法に優先するに、Winkler, *Zur Frage der unmittelbaren Anwendbarkeit von Staatsverträgen*, 83 JBI 1967, p. 8, 9ff; Waelbroeck,  
*Deuxième Colloque international de droit Européen*, Zwolle 1966, p. 270.

(19) 本邦内法の解釋原理が、本邦への、McNair, *Law of Treaties*, p. 365ff; Rousseau, *Principes généraux  
 du droit international public*, p. 748; Fitzmaurice, 33 B. Y. I. L. 1957, p. 203ff; Lauterpacht, *Les Traitements préparatoires et l'interprétation des traités*, RC 48, 1934II, p. 787ff; Pescatore, *Le problème des dispositions directement applicables des traités internationaux et son application aux traités instituant les Communautés*, Deuxième Colloque international de droit Européen, Zwolle 1966, 137f; 150f.

(20) シムンダの、Praxisenztheorieが、次の中で、*op. cit.*, 103ff.

(12) P. C. I. J. Ser. B, Nr. 15, p. 17.

(22) Etienne Cereche, *La collaboration entre l'ordre juridique communautaire et les ordres juridiques nationaux dans le secteur de la concurrence*, Rapport belge in *Gemeinschaftsrecht und Nationale Rechte*, KSE Band 13, 1971, p. II / 2, p. 2.

(23) シムンダの解釋の原理の解説によつて、次の参考。Rapport Général Deuxième Colloque international de droit Eur-

- ropien, Zwolle 1966, Erades, p. 260; Jacomet p. 242; Rigaux, p. 161 and survey there of by Koller, *op. cit.*, p. 39; Waalbroeck *Traité internationale et juridictions internes dans les pays du Marché Commun*, 1969, p. 164 fn. 10.
- (74) 27 U. S. (2 pet.) 253, 314 (1829); for a limitation of the doctrine see *Sei Fujii v. California*.
- (75) Evans, *Some Aspects of the Problems of self-executing Treaties in the United States of America*, in Proceedings of A. S. I. L. 1951, 66; at 731; Preuss, *The Execution of Treaty Obligations through Internal Law, System of the United States and of Some other Countries*, *ibid.*, 82, at 88; Kunz, *International Law by Analogy, in the Changing Law of Nations*, Ohio 1968, 387f, at 388; Grabitz, *Gemeinschaftsrecht bricht nationales Recht*, Hamburg 1966, p. 46.
- (76) Evans, *Self-Executing Treaties in the United States of America*, in B. Y. I. L. 1953, 178 at 190, 194.
- (77) Pescatore, R. T. D. E. 1969, p. 700; Rohmer et Teilgen, *L'article 55 de la constitution française du 4 novembre 1958 et le traité C. E. E.*, Rev. du Marché Commun, Spetember 1976, p. 381, 386.
- (78) Rideau, *op. cit.*, note 3, 894; Pescatore *L'ordre juridique des Communautés européennes*, 1963, Liege, p. 210.
- (79) Frowein, A. W. D. 1964, p. 233; Rigaux, note on case 26/62, *Van Gend en Loos*, J. T. 1963, p. 190; Waalbroeck, *op. cit.*, note 14, 1258. 共同条約の適用上の規定は、この場合には、たゞ共同法と抵触しては、条約の国内法の優位性による特別法の条約に優先する条約に優先する。Thiesing in Groeben-Boeckh-Thiesing, *Kommentar zum EWG Vertrag*, 2nd ed., Wohlfahrt in Wohlfahrt-Everling-Glaesner-Sprung, *Die Europäische Wirtschaftsgemeinschaft*, Kommentar, 1960, Article 222, note 1; Bantén, *op. cit.*, p. 100.
- (80) 条約の適用を妨げるものとして有効な衝突条約を含むもの。 Cf. Case 10/61, *EEC Commission v. Italian Government* [1962] C. M. L. R. 187.
- (81) この結論は、本論文の巻頭の序言の批判的評述として、次のように論じられている。 Grabitz, *op. cit.*, pp. 11-26.
- (82) Koller, *op. cit.*, 60.
- (83) Cf. Submissions of Dutch and Belgian Governments in Van Gend en Loos; see also Answer by the Commission to written question 231/67, J. O., C. 34 of 17. 4. 68, quoted in Ruzié, *op. cit.*, note 6, *Le juge français*, 124.
- (84) The result not the manner of achievement matters A. G. Roemer Case 84/71 *Martinez v. Italy*, (1972) 18 Rec.

89; Reuter, *op. cit.*, 23.

- (35) Kuischer, *Community Law and the National Judge* 89 L. Q. R., 487, at 498; Bebr, *Directly applicable provisions of Community Law; The Development of a Community Concept*, 18 I. C. L. Q. 1970, p. 257, 263; Bleckmann, *op. cit.*, p. 78; 直接適用可能性の優位性の論理的帰結であるとする反対の見解については、次のものを参照せよ。Laviolette-Slancka, *La collaboration entre les ordres juridictions nationaux et l'ordre communautaire, concurrence, rapport francais*, K. S. E. Vol. 13, 1971, II / 4, p. 10.

### 三、フランス法体系と国際法

#### A 憲法

一九四六年と一九五八年のフランス憲法は、国際条約の優位性を共に認めている<sup>(36)</sup>。しかし、前者が第二次世界大戦直後の混乱の中で、制定され国家主権の縮小をも認めているのに対し<sup>(37)</sup>、後者は逆にフランス共和国の主権と独立を強化した点で、相当に異なっている。これらの憲法規定は、行政府や議会に対してと同様に裁判官にも向けられ、彼らを拘束するものである<sup>(38)</sup>。国際条約は、それらが変型も編入も必要とされずに、ひとたび適法に批准され公布されたならば、法として有効なものとなる。それらは十分に明確でさえあれば直接に適用される<sup>(40)</sup>。通常裁判所及び行政裁判所は、その存在のみを審査するのであって、批准の適法性を審査するのではない<sup>(41)</sup>。適法に批准されるかあるいは議会によって承認された条約は、変型の必要なしにその公布の瞬間から独立した国内の法源として適用され相互主義に服する<sup>(42)</sup>。

#### B フランス法規範のヒエラルキ

フランス法体系において憲法は最高規範たる内容をもつ。通常の制定法や命令 (ordonnance) 及び種々のデクレ (décret) の権威は憲法に由来する<sup>(43)</sup>。一九四六年憲法は、国際条約を制定法の上位に置いていた<sup>(44)</sup>。条約は、公式の通告によってはじめて修正されまたは停止せられるものであるから、先の制定法にも後の制定法にも優位し<sup>(45)</sup>、多数説では、憲法それ自身にも優位する<sup>(46)</sup>とされた

のである。

同様に、新憲法の下では、相互性という新しく今なお論議のある要素を条件として、条約は通常憲法自体を含む優越的な權威<sup>(47)</sup>を帶有するとされた<sup>(48)</sup>。憲法との牴触の可能性はあまりないと思われるが、疑義ある場合には、条約の合憲性の問題は条約が批准または承認される前に憲法評議会にこれを付託することができる。そして、憲法評議会は、憲法を修正してはじめてこのような批准が可能となると決定することができる<sup>(49)</sup>。

### C 裁判所の役割

フランス革命による裁判官の権限の縮小は、強固に確立した司法部の自制と、権立分立原理の厳守をもたらしした<sup>(50)</sup>。そのことから、裁判官は「法」に従属せしめられて「法」の実質的合憲性を審査することを拒むのである<sup>(51)</sup>。行政裁判所及び通常裁判所の裁判官たちは、単に法が共和国大統領によって適法に公布されたこと、及び法が大統領令によって公表されたことを確認するだけである。裁判官は、また、制定法がなお有効であるか、即ち同位あるいは上位の權威をもつ新しい法の公布によってその有効性を喪失したか否かを審査する。

立法府を拘束する現行規範、即ち憲法、制定法、国際条約は、後の制定法の解釈の基礎として用いられる。後法が明示的に前法を廃止していないとき、裁判官はそのような廃止は意図されなかったと考える<sup>(52)</sup>。調和的解釈によっても牴触が避けられない場合、後の制定法が適用されることになる。

この司法部の自制的態度<sup>(53)</sup>は、制定法と一体化され且つ制定法と同様に裁判官を拘束する、また国際条約の解釈との関連においても、この司法部の自制的態度が一般にとられている<sup>(54)</sup>。裁判官は単に批准<sup>(55)</sup>、承認<sup>(56)</sup>、公表<sup>(57)</sup>に関する形式的要件が充たされたかを確認し、条約がなお有効であるかをも審査する<sup>(58)</sup>。しかしながら、裁判官は、条約の批准承認が必要とされる場合に議会がそうした承認を与えたかを確認するのではない<sup>(59)</sup>。通常裁判所も行政裁判所も批准の手続きを審査不能の「統治行為」<sup>(60)</sup> (acte de gouvernement) とみなしている。他方、裁判所は、相互性の要件が充足されているか否かを調査する権限を暗黙裡に行使してきた。なぜなら、裁判所

は訴訟当事者が訴訟上の抗弁として相互性の不充足を立証することを許してきたからである。<sup>(61)</sup>  
 国際条約の解釈は、原則として行政府の責任に属し、裁判官はこの点につき極めて慎重である。<sup>(62)</sup> 行政裁判所は、一般に解釈に関する全ての問題を外務省に付託する。<sup>(63)</sup> 通常裁判所は、公法上の要件を含む問題のみを付託し、<sup>(64)</sup> 個人の権利に関係してくるときは条約の解釈について自ら責任を負う。<sup>(65)</sup> 条約と制定法が抵触する場合、裁判所は「後法は前法を廢止する」という法諺に従い、後法の規則を適用するべきである。<sup>(66)</sup>

- (36) 一九五八年憲法五五条 ‘Treaties or agreements duly notified or approved shall, upon their publication, have an authority superior to that of laws, subject for each agreement of treaty, to its application by the other party’, quoted from Blau-stein-Flanz, *Constitutions of the Countries of the World*, Oceana 1973.
- (37) Hamon, note on C. C. 30. 12. 1976, D. 1977, 202, 204.
- (38) J. Rideau, *L'autorité des traités en droit français*, C. D. E. 1975, p. 608, 628, for Ress, *Der Rang völkerrechtlicher Verträge nach französischem Verfassungsrecht*, 35 ZaöRV, 1975, p. 445, 460 only the Courts and the Executive are addressees. Reuter, op. cit., 40; Blondeau, *L'application du droit Conventionnel par les juridictions françaises. de l'ordre judiciaire*, in *L'application du droit international par le juge Français*, p. 43, 61; contra Francescakis, *Re-maqués critiques sur le role de la constitution dans le conflit entre le traité et la loi interne devant les tribunaux judiciaires*, R. C. D. I. P., 1969, p. 425.
- (39) Donnedieu de Vabres, *La constitution de 1946 et le droit international*, D 1948, Chr. p. 5.
- (40) Preuss, *The relation of International Law to internal law in the French Constitutional system*, 44 A. J. I. L. 1950, p. 641.
- (41) Rousseau, *Droit international*, p. 40ff; Reuter, *Droit international*, p. 66f.
- (42) Preuss, op. cit., 642ff; Reuter, op. cit., 28; Schilling, *Völkerrecht und Staatliches Recht in Frankreich*, Hamburg 1964, 3f.
- (43) Cf. generally Edgar Reiners *Die Normenhierarchie in den europäischen Gemeinschaften*, Hamburg 1971, p. 79ff.

- (44) 二二条は、國内法のよりい地位の權威を認めしるべし。
- (45) Donnedieu de Vabres, *op. cit.*, 7.
- (46) Nguyen Quoc Dinh, *La Constitution de 1958 et le droit international*, Rev. du droit public et de la science politique en France et a l'étranger, Vol. 75 (1959) p. 515, 552f, contra Bleckmann, *Europarecht*, 1976, p. 165.
- (47) Dinh, *ibid.* 553f; Reuter, *op. cit.*, note 2, 23, 38.
- (48) Cf. Decision of the Conseil constitutionnel of January 15th 1975 declaring 'la loi relative à l'interruption volontaire de la grossesse' not to be unconstitutional; Rideau, *Le conseil constitutionnel et l'autorité supérieure des traités en droit français*, C. D. E. 1975, p. 608, 620; and Ruzié, *La Constitution française et le droit international* (à propos de la décision du Constitutionnel du 15 janvier 1975, J. D. I. 1975 Vol. 102, p. 249, 254f).
- (49) Article 54 Constitution 1958; C. C. 19. 6. 70, J. O. 21. 6. 70., p. 5806.
- (50) Reuter, *op. cit.*, note 2, 26, 27.
- (51) Duverger, *Institutions politiques et droit constitutionnel*, Paris 1970, p. 828f; Vedel, *Droit administratif*, Paris 1968, p. 241f; Pescatore, *op. cit.*, note 17, 711, 715.
- (52) *Comm. sup. de cassation in Python v. Baumann*, D. 1933, J p. 119; *Cass. soc.* 18. 5. 71., C. F. D. T. v. *Entreprise Henri Riboni*, Bull. civ., 1971, V, p. 312. Reuter, *op. cit.*, note 2, 39; *Questionnaire, L'application du droit international conventionnel par le Conseil d'Etat*, *ibid.*, 63, at 68.
- (53) Reuter, *op. cit.*, note 2, 32.
- (54) Blondeau, *op. cit.*, 45.
- (55) Not, however, the regularity of the notification: *Cass. civ.* 25. 1. 77. *Reyrol v. office de la Jeunesse de l'Arrondissement d'Emmendingen*, J. D. I. 1977, p. 470f.
- (56) Dehaussy, in Clunet, Vol. 87, (1960) p. 702, 706ff.
- (57) *Id.* 708ff.
- (58) Rambaud, *Le parlement et les engagements internationaux de la France sous la V République*, R. G. D. I. P. 1977, p. 113.

617, 643.

(8) Id. 661.

(9) Bergsien, *Community Law in the French Courts* 1973, p. 22f; Rambaud, *op. cit.*, 662; R. Odeni, *Contentieux Administratif*, 1970-71, p. 124, recently affirmed by *Cour de Cass.* 25. 1. 1977, *Reynol v. Office de la Jeunesse de L'Arondissement d'Emmendingen*, *op. cit.*, note 55, 一般に批判的な字義の言及を *ibid.*, p. 472.

(10) *Trib. correctionnel de la Seine*, 10. 1. 59, J. C. P. 1960 II, Nr. 11609, note A. Kiss, A. F. D. I. 1960, 1031f; C. E. 6. 4. 65, Rec. 1965, p. 741; *Trib. admin. Paris*, 6. 4. 65, *Sieur X*: Rec. Lebon, 741; 相互性の争点が一九七二年六月二九日の被控訴のたゞの判決の中は職務上当然の行為として (ex officio) 外務大臣に提示や照会された。Males, L. C. P. 1973 II, 17457; *Kamolpraimphua*, R. F. D. A. 1972, 434; for critique of this approach see Kiss, A. F. D. I. 1960, 1035; 相互性の要件を裁判所自身に押しつけるものはその種による認めらるべきでない。cf. e. g. *Cour d'appel Nîmes*, 22. 5. 1968, J. C. P. 1969, II, 16002.

(11) Blondeau, *op. cit.*, 49f; Kiss, *ibid.*; see, however, Article 4 of the Code Civil.

(12) *Cass. Civ.* 28. 3. 62; 当該解釈は裁判官を拘束するものではない。また類似の事件は *Cass. Civ.*, 7. 11. 69, J. C. P. 1970, 16248.

(13) Reuter, *op. cit.* note 2, pp. 28, 31; C. E. 3. 2. 50, Rec. 1950; *Cass. Civ.* 14. 12. 54, J. C. P. 1955, II, 8540; 刑事裁判所は当初、国際条約を解釈するのを拒否したが、今日では民事裁判所の方向に浴びていくなつてきたと思われ。cf. *Cass. Crim.* 30. 6. 1976, *Proc. Gan et Dame Eisner Rosa*, 103 J. D. I. 1976, 903.

(14) Critical of this distinction is Mestre, *Les traites et le droit interne*, RdC 1931, IV, 294, note 1.

#### 四、フランス裁判所での国際条約の位置

フランス革命以来の権力分立原理の厳格な適用は、二重の効果をもたらした。即ち、司法部の法への無条件の服従と、判決を下す目的から条約を法と同一化する<sup>(95)</sup>のである。



さまざまな形式の国際交流が増大した結果、国際法規則と国内法規則の牴触問題の存在がより一般的に意識されるようになってきた。

しかし、直接適用可能性と国際条約の優位性の問題は、国内法規則の本文が同じ対象を規律している条約の本文と牴触するときをはじめて関心をもたれる。<sup>(67)</sup> ヨーロッパ司法裁判所は、最近共同体法の直接適用可能性と優位性に関して一貫してとってきた立場をあらためて確認する機会をえて、次のように述べた、即ち「権限に基づき訴訟を受理した国内裁判官は全て、共同体法を全面的に適用し、それによって個人に与えられる権利を保護する義務を負い、共同体規則より先のものであれ後のものであれ、時にこれに反することのある国内法規は一切これを適用してはならない義務を負う」<sup>(68)</sup>。

フランス裁判所が従来維持していた態度を決定的に修正し、ヨーロッパ司法裁判所の先のような諸原理を受入れたか否か、またそれはどの程度なのか、これらをここで検証せねばならない。フランス裁判所は、私権が引き出されるといわれ、かつ訴訟において援用される国際条約の司法的解釈と、公共の利益に関する条約の解釈とを区別する実行を採用した、そしてこれは学説によっても受入れられている<sup>(69)</sup>。しかしながら、その区別は単なる権力分立原理の適用以上のものを示している。標準的な国際条約の解釈について行政府に照会することは、訴訟当事者が条約を援用する権利について、従って国内法との牴触の存在そのものについて、司法部が疑義を抱いていることを示すものである。行政府への照会は、行政府によるこのような権利の否定をもたらすこともあり<sup>(70)</sup>。他方、裁判所による解釈は、しばしば、条約から直接引き出される個人の権利を裁判官が容認することを意味する。逆に、ヨーロッパ共同体司法裁判所に共同体法の解釈と有効性についての判断を求めることは、これを移送する国内裁判所が、国内法と共同体法との一致につき疑義を有して、共同体法から生じる個人の権利をこれに牴触する国内法から保護する決意を示すのである。他方、*accie clair* 原理に基づく国内裁判官による共同体法の解釈は、国内法を共同体法に優位させる結果をもたらしてきた。裁判官は次のような理由でこれらの牴触を取扱うことを避けえないのである<sup>(71)</sup>。即ち、E E C法は優位性条項を含んでいない。フランス憲法は共同体法の優位性を明確にはうたっていない<sup>(72)</sup>。個人は共同体法に基づく自分達の利益の司法上の保護を求める権利を

与えられている。

A 国内法と後の条約との牴触

条約とそれ以前に制定された法との牴触は、フランス裁判所において稀に問題を投げかける。この型の牴触に対処するにあたり、裁判所は三つの相異なるアプローチを採用していた。条約を法と同位のもの<sup>(73)</sup>とみなして「後法は前法を廃止する」という法諺を適用するか、あるいは条約に国内法より高い権威を与えるか、さらには二つの法規定を互いに両立できるものとして、牴触を避けるという方法、これらのいずれかによって解決がみいだされた。

第一の方法の古い例は、*Pratt v. Lycett* 事件<sup>(74)</sup>におけるパリ控訴院の判決である。合衆国において特許権を有していたアメリカ人が、その後フランスにおいて付与された特許権について、自己の権利が侵害されたことを理由に、フランス会社に対し訴訟を開始した。被告の抗弁は、当該物品がそれ以前にフランスにおいて製造され販売されている場合には、特許の付与を禁止するとの一八四四年のフランス法に依拠したが、これが本件諸事実についての申立てであった。原告側は、その法律以後の一八八三年の工業所有権保護に関するパリ条約を援用して勝訴したが、当該条約は立法府による承認の後に、法としての効力をもつと判断されたことになる<sup>(75)</sup>。

*Fillingier v. Préfet de La Loire* 事件<sup>(76)</sup>におけるモンブリゾン民事裁判所の判決でも同様の解決がなされたが、当該事件では、一八七一年五月一〇日の条約について「それは、法としての有効性をもち、それが民法典と一致しない場合ですら適用されねばならない」と宣告された。

同様に、*Dame Doreau v. Moreau* 事件<sup>(77)</sup>において破毀院は、一八八九年七月七日締結のフランス—ベルギー間条約が、その条約と両立しない民法一四条に優位すると判示した。

しかし、後の条約が国内立法に優位するために、さらにある要件を充たすよう求められることがときにはある。ひとつは相互性の要件である。*Veuve Ailimas Ben Mohamed v. Sanchis* 事件<sup>(78)</sup>でオラン民事裁判所は、一八九八年四月九日の

フランス法の下で、作業中の事故で亡くなったスペイン保護地区出身のモロッコ人作業員の未亡人が、その死に対する賠償を請求した事件で、フランスとスペインとの間に相互性に関する特別条約がないので、一九二五年六月五日のジュネーブ条約一条を援用することはできないと判示した。<sup>(82)</sup>

もうひとつの要件が、*Yves-Jean Dordilly v. Mobiloil Nord Africaine et autre* 事件<sup>(80)</sup>における、より新しいパリ控訴院判決中にみい出せる。

社会保安法の適用に関する一九六五年一月一九日のフランスⅡアルジェリア間の条約は、それが作業中の事故を規律する一八八八年法の一四条及び一五条で具体化された管轄規則について明示的に言及していないという理由で、それらの規則を取り消す効力をもちえない、と判示された。しかし、条約が国内法規定を取り消す効力をもつのは、条約が当該規定に明示的に言及している場合だけである、と考えるのは誤っているように思える。<sup>(81)(82)</sup>

*Kalmanovich v. Southern Railway* 事件<sup>(83)</sup>でセーヌ裁判所は次のように判示した。即ち、ロンドンからパリへの鉄道路線上の事故で蒙った損害に対する原告の賠償請求権は、民事訴訟法典の関連規定に基礎づけえないとして、裁判権を行使することを拒否した。蓋し、イギリスとフランスとの間に締結された旅客と小荷物に関する国際関税協定が、このような訴訟はその鉄道当局の所在する国の裁判所に提起されねばならないと規定しているからである。国際条約が署名国の国内法規に優位するというのが判決理由であった。

*Capello v. Marie* 事件で、破産院は、営業財産のイタリア人所有者が、営業上の賃貸借に関する一九二六年六月三〇日法の規定に従えば、被告の賃貸借契約を終了せしめていない、蓋し、イタリア法上フランス国民に同様の特権が付与されていないからである、とした下級審の決定を破棄した。上告人は、フランスにおけるイタリア人の内国民待遇について規定した一九三〇年六月三日のフランスⅡイタリア間条約の第二条による法益を主張して勝訴した。次のように判示された。即ち、「裁判所は、明確且つ正確であって解釈の要のない国際条約の条項を、変更することなく、文言通りに適用する義務がある。このような条約の権威は国内

法のそれに優位する<sup>(84)</sup>。』

より最近の事例、パリ大審裁判所で決定の下された Dame Schumann v. Dame Saunders-Polak 事件では、原告は、一九四〇年にドイツ軍に接収された絵の返還を、一九四五年四月二日の命令に基づいて請求した。被告は、民法典一四条、一五条のフランスにおける適用を排除している一九六八年九月二七日の民事及び商事事項についての管轄権及び判決の執行に関するブラッセル条約二条及び三条の規定により、裁判所は権限を欠いている、と申立てた。裁判所は、条約五条ないし一六条に列挙される措置に含まれない戦時中の財産の徴発は、他の加盟国において提訴しうるので、この問題を取扱うのは不可能と考えた。かくして、裁判所は、国内法に対する条約の優位性を認めるについて厳格な仕方でも適用したのである。<sup>(85)</sup>

第三番目の「牴触解決」の手段は、牴触そのものを避ける方法である。この方法は、裁判所によって採用されてきたが、条約と現行法を調和させるために、条約を厳密に解釈し、条約当事国の意図を無視してまでそうするのである。<sup>(86)</sup>

この技法は、最近 *Consorts Martini v. Hélène de Creysac* 事件でも用いられた。シリア人の原告は、遺言者の第二の妻である被告に有利なように作成された遺言をめぐって争ったが、被告は、当該遺言はフランス法によって規律されると主張した。原告は、シリア法が相続に適用されると主張した。パリ控訴院は、遺言者はフランスにおいて難民の地位にあり、従ってたとえシリア国籍を保持していたとしてもフランス法に従うと述べて、カリフィカチオンの牴触を避けた。一九五一年六月二八日のジュネーブ条約には一切言及されなかった。破毀院は、遺言者が通常のフランス法に従うべき制定法上の難民とみなされるべきであるとして、控訴院判決を支持した。条約は本件には適用されなかったけれども、遺言者はジュネーブ条約上の難民たる地位と利益享受した。<sup>(87)</sup> ここで議論してきた方法は、国際条約により高い権威を帰属させることを除外すれば、条約と国内法との同視の原則に依拠するものである、その結果「後法は前法を廃止する」の法諺に依拠することになる。しかしながら、条約は同一の締約国の国民同士の間には適用されないのである。<sup>(88)</sup>

B 条約とその後制定された国内法との牴触

条約とその後制定された国内法との間の抵触については、原告が請求を直接国際協定に基づかしめることにより勝訴してきたことが、一九四六年憲法制定の前後に決定の下されきた多くのフランス判例の注目すべき特徴である。一九四三年二月九日の判決の中で、エクス控訴院は、一九三三年一月二三日の鉄道物品運送に関するローマ条約に基づいて、フランス国有鉄道会社に対する手荷物損害賠償の請求を支持した。この請求は、裁判所が当該条約はその後制定されたフランス法に優先すると判断して認められたのである。裁判所は次のように述べた。即ち「ローマ条約は国際条約であって、それは、条約そのものによって規定された方式で、加盟国が脱退するまでは、通告を与えて後も、加盟国を拘束するものである」<sup>(90)</sup>。

同裁判所での一九四七年一月一日のもうひとつの決定では、一九二六年の商業財産法の下で占有侵奪に対する賠償を求める控訴審において、トルコ国民が勝訴した。彼は、一九二三年のローザンヌ条約に基づく内国民待遇の権利を主張したのである。裁判所は明確に次のように述べた。即ち「国際条約は、たとえそれに抵触する国内立法が後に制定されたとしても、そのような国内立法に優先する」。裁判所は、フランス新憲法二八条で採られている考えを支持したのである<sup>(91)</sup>。

一九二七年十月六日の居住条件に関するフランス—ベルギー間条約と、農地賃貸借に関してその後布告された命令とが抵触する事例において、破毀院は、命令が、外国人をこれらの条件から免除している国際条約を援用しうる外国人には影響を与えないとの理由で、ベルギー人申立人に勝訴判決を下した<sup>(92)</sup>。

Lubinsky v. Daniel 事件でセーヌ民事裁判所は、一九三三年十月二八日のジュネーブ条約一四条がロシア難民に相互性の要件を免除していることを認め、グルジア共和国からのロシア人難民である原告がフランス人に賃貸している不動産からそのフランス人借地人を立退かせる権利を認容した。外国人がフランス国民を立退かせる権利を否認する一九四六年五月七日のフランス法の制限規定は従って適用されなかった<sup>(93)</sup>。

Jones-Dujardin v. Tournant and Haussy 事件でフランス民事裁判所は、不動産賃借権保護に関する一九四八年九月一日のフランス法の規定にもかかわらず、イギリス国民たる原告が、自己の必要を理由として家屋の占有を回復するためフランス人借家人を

立退かせることを認めた。同裁判所は、一八八二年二月二十八日の商事及び海運関係に関するイギリス—フランス間の条約中の最惠国条項が、一九四六年フランス憲法によって後の国内法にすら優越するとの結論に到達したのである。<sup>(94)</sup> Allahverdi v. Lanauze 事件でパリ控訴院は、同じ一九四八年フランス法が一九三三年十月二十八日の先行する難民に関するジュネーブ条約に従位する効果を有すると宣告した。この事件では、アメリカ人亡命者たる原告がフランス国民によって占拠されていた住み家に再び居ることを認められた。また、一九四六年フランス憲法二六条は、たとえ国際条約がフランス国内法に反するとしても、これに法としての効力を与えるために依拠された。<sup>(95)</sup>

破毀院は、Capello v. Marie 事件に<sup>(96)</sup>、自動執行的条約規定の優位を積極的に認める用意のあることを強く示した。同裁判所は、商業貸借に関する一九二六年六月三〇日の法律にもかかわらず、イタリア人原告が、一九三〇年六月三日のフランス—イタリア間の条約二条によって内国民待遇の権利を与えられているとの理由で、被告の貸借権を終了させることができる、と判示した。同裁判所がこのような条約の優位性に明確に言及し、先の国内法に関して単に後法優位の原則を適用しなかつたことは特筆に値いする。破棄院は、次のように述べた。即ち、「裁判所は、明確かつ正確であつて解釈の要のない国際条約の条項を、修正することなく、文言通りに適用する義務がある。このような条約の權威は国内法のそれに優位する<sup>(96)</sup>」。

一九四六年のフランス憲法制定後に審理された多くの刑事事件において、権限ある裁判所によってとられた見解には若干の相違がある。一九三八年十一月十二日のフランスのデクレ・ロアの下での刑事罰を含む一連の事件の中の最初の事件では、スペイン国民 Coii なる者の有罪判決がパリ控訴院によって支持された。Coii は許可なく商業に従事していたものであるが、抗弁として、条約はフランス憲法二七条及び二八条により優位するから、許可という要件を課していない一八六二年一月七日のフランス—スペイン間の条約はデクレ・ロアによって廃棄されえない、と主張した。しかし、裁判所は、デクレ・ロアの規定が条約と両立しない範圍において国際条約がデクレ・ロアに優位するか否かについて決定することを避けた。即ち、裁判所は、軋触の存在を否定することによって解決したのである。<sup>(97)</sup> 裁判所は、スペイン国民に他の国民と同様に許可を得ることを要求することによって、デクレ・ロ

アがスペイン人に商業に従事するための許可取得を要求する条約規定から決して逸脱していない、と考えた。

Co II の場合と實際上同じ状況で、フランスの別のふたつの控訴院は、デクレ・ロアの規定が特別な状況の下では適用されないと規定している同様のフランス・スペイン間条約に基づく抗弁を認めた。リヨン控訴院は、当該条約の規定は明確であり、ならん解釈上の困難をもたらさないと判決を下した。控訴院は、条約の優位性の根拠を一九四六年憲法の二六条及び二八条においていた。リオム控訴院は、同様にこれらの憲法規定を援用し、デクレ・ロアが条約に劣後すると判決した。<sup>(99)</sup>

同じような事実に関係する後のふたつの事件においては、外務省による国際文書の拘束力ある解釈が抗弁に対して決定的であった。<sup>(100)</sup>

例えば、パリ控訴院<sup>(101)</sup>とセーナ軽罪裁判所<sup>(102)</sup>は、それぞれ一八六二年のフランス・スペイン間条約及び一九三〇年八月二七日のフランス・ルーマニア間条約に優先して、前記のデクレ・ロアによる有罪宣告を支持した。

公法に関連するもうひとつの事件においてセーナ民事裁判所は、租税請求に対するスペイン国民の抗弁を認めた。その抗弁は、一八六二年のフランス・スペイン間領事条約を根拠とするものであったが、裁判所は、憲法二八条によってその条約が一九四四年十月十八日の命令に優位することを認めた。上記で議論してきた事例の考察により、若干の簡単な結論が導き出される。<sup>(103)</sup> 即ち、複雑かつ部分的で不確かなものでしかないが、国際条約の優位性の承認に向けて進化が行なわれてきたように思われる。<sup>(104)</sup> 裁判所がある規定をその性質から自動執行的であると認める際には、少なくとも単に私的権利及び利益のみに関するときは、直接国際条約に基づく訴訟で原告がしばしば勝訴してきた。一九四六年及び一九五八年フランス憲法による国際条約の優位性の承認は、フランス裁判所における国際条約の優位性の承認にとり、付加的で、実際上時には単に支援的な根拠を提供するにすぎなかった。<sup>(105)</sup>

(98) Masters, *International Law in national courts. A study of the Enforcement of International Law in German, Swiss, French and Belgian Courts*, 1932, p. 136; Bergsten, *op. cit.*, pp. 20ff, 50ff.

(99) Ruzié, *Le juge français et les actes des Organisations internationales*, in *L'Application du droit international par*

「フランス裁判所における自動執行条約と直接適用可能なE.E.C法」

- le juge Français, 1972, p. 103, 121; Constantinesco, *Effets et rang des traités et du droit communautaire en droit français*, 8 *Rivista di diritto Europeo*, 1968, p. 257f.
- (82) European Court, Judgment of March 9, 1978, Case 106 / 77, *L'administration des finances de l'État v. Société anonyme Simmental* (not yet reported).
- (83) Cf. fn. 62-65 supra; 1) の中へ原則が Duke of Richmond 事件で確認された。24. 6. 1839, S. 1839 I, 577 以下。Chancelier de l'ambassade d'Italie à Paris v. Desouches 事件で、ヤース裁判所によつて、明確に説明がなされた。11. 4. 1900, Cl. 1900, 624; Masters, *op. cit.*, 166; Kiss, *Répertoire de la pratique française en matière de droit international public*, 1962-1972 Vol. I, p. 439.
- (84) For examples see Dubouis, *Le juge administratif français et les règles du droit international*, A. F. D. I. 1971, p. 9, 40 fn. 75: 行政府への訴訟が、条約に反する結果とならざる限り、憲法を区別する。Constantinesco, *op. cit.*, note 67, p. 274.
- (71) Ipsen, *Rapport du droit des Communautés européennes avec le droit national*, 5 *Rivista di diritto Europeo* 1965, Nr. 2, 99, p. 115.
- (72) 五五条が、国際法優位の論格な一立論を避けてゐる。即ち、条約を制定法との優位たるが、憲法との争ひは優位しなからず。Bleckmann, *op. cit.*, note 46.
- (73) Masters, *op. cit.*, 137f.
- (74) 11. 4. 1892, D. 1892. 2. 593.
- (75) Masters, *op. cit.*, 138.
- (76) 25. 1. 1877, Clument 1877, 43; Masters, *op. cit.*, 139.
- (77) Bull. Civ. 1970, p. 122, A. F. D. I., 1971, 999.
- (78) 5. 11. 1932, 6 I. L. R. 347.
- (79) 自動的相互性要件が Castanie v. Veuve Hurrata 事件で破綻したのを確信させた。Sirey, 1935, I.
- (80) 5. 11. 70, Gaz. Pal., 1971, I, 113; A. F. D. I. 1971, 1000.



- (81) A. F. D. I. *ibid.*
- (82) See also *Soc. Poulain et fils v. Soc. Utilites-Improvements*, Cass., S., 1941. 1. 51; Kiss, *op. cit.*, note 69, p. 562.
- (83) 10. 11. 38, 91 L. R. 458f.
- (84) 10. 2. 48, 15 I. L. R. 327; Kiss, *op. cit.*, note 69, 537.
- (85) 7. 6. 74, J. D. I. 1975, pp. 82-98; similarly but obiter in *Société Th. Jansen v. Soc. Heurrey*, *Cour de Paris*, 27. 1. 55, *Gaz. Pal.* 1955 I, 278; Kiss, *loc. cit.*, 460.
- (86) Early examples are: *Hombert v. Consul d'Autriche*, *Trib. civil de la Seine*, 5. 4. 1884, *Clunet* 1884, 521 and *Six et Cie v. Opsomer, C. A. Douai*, 2. 3. 1926, *Clunet* 1927, 119 cite from *Masters, op. cit.*, pp. 141, 142; Rousseau, *op. cit.*, note 41, p. 48; *Cass. Soc.* 18. 5. 1971, C. F. D. T. v. *Entreprise Henri Riboni*, *Bull. civ.* 1971, V. 312.
- (87) 25. 6. 74, J. D. I., 1975, 330, note Deby-Gerard.
- (88) *Cour de Paris*, 26. 3. 52., S. 1952, 2, 171; Kiss, *op. cit.*, 542; *Trine v. Trine*, *Trib. de grande instance de la Seine*, 7. 12. 64, A. F. D. I. 1965, 944; 条約の優越的権限に對して、その制限に於ては例外は、次のものを參照せよ。 *Cie. Indemity Marine Unsurance et Cie Cynos v. Cie générale transatlantique*, *Trib. de Commerce de la Seine* 9. 7. 64., A. F. D. I., 1965, 943.
- (89) 一九四六年以前の特許法に於ては、次のものを參照。 *Waelbroeck, op. cit.*, note 23, p. 256ff.
- (90) *French National Railway Comp. v. Chavannes*, 12 I. L. R. 266.
- (91) *Chonchol v. Dame Vita*, 14 I. L. R. 3.
- (92) 11. 7. 47, *Verbrigghe v. Bellest* 14 I. L. R. 160.
- (93) 27. 10. 1949, 16 I. L. R. 311.
- (94) 2. 2. 51, 18 I. L. R. 434.
- (95) 20. 2. 1954, 21 I. L. R. 1.
- (96) *Op. cit.*, note 84; 本法は、事業資産の賃借権を有する者が、当該賃借契約の満了後、その更新を得られるものとす。また、その更新の与えられない場合、それに代わって補償の支払われることを定めてゐる。

- (97) 五二条を援用する調和的解釈原則の適用は、次のものを参照せよ。Rousseau, *Principes généraux du droit international public*, Vol. 1, 1944, para. 268; Constantinesco, *op. cit.*, 277, 286f.
- (98) 16. 2. 1952, *Ministère Public v. S*, 19 I. L. R. 341.
- (99) 11. 2. 1952, *Min. Public v. Cot-Riera*, 19 I. L. R. 1; also *Trib. correctionnel de la Seine*, 27. 12. 1962, *Min. Public v. Sciana et Soussan*, *Gaz. Pal.* 1963, I, 199; A. F. D. I., 1963, p. 979.
- (100) phoeschner, *Les dispositions de la Constitution de 1946 sur la primauté du droit international et leur effet sur la situation des étrangers en France sous la IV<sup>e</sup> République*, Paris, 1961, pp. 158ff.
- (101) 2. 3. 54, *Min. Public v. Carillo-Frontello*, 21 I. L. R. 281.
- (102) 4. 12. 1954, *Min. Public v. G. and another*, 21 I. L. R. 284.
- (103) 19. 7. 1948, *Percepteur du 1<sup>er</sup> Arrondissement de Paris v. Salichs*, 15 I. L. R. 3.
- (104) 特に、下級裁判所の判決の行われた事件の一層の説明は、次のものを参照。Constantinesco, *op. cit.*, p. 291, note 83; 幾人かの著者は、時間的に抵触する国内法が条約に先行しようと後に制定されたものにもかかわらず、条約の優位性を主張す。<sup>98</sup> Vedel, *Manuel élémentaire de droit constitutionnel*, p. 526; Reuter, *Institutions internationales*, p. 147; Rousseau, *op. cit.*, note 41, p. 50; Lussan and Martin, *La CEE, source de droit*, D. 1957, 111, 114.
- (105) Rideau, *op. cit.*, note 38, 615; Blondeau, *op. cit.*, note 38, 61.

##### 五、フランス裁判所における共同体法の位置

EEC条約の発効は、特にフランス裁判所での手続上の法的地位に関して、国際条約についての確立した規則に重要な変化をもたらした。EEC条約とその下で制定された規則は、<sup>(106)</sup>直接個人に影響を与えうるものであり、また、この現象は決して例外的なものを意味するのではない。<sup>(10)</sup> 共同体法は、もはやフランス外務省による外交的解釈に従うのではなく、国内裁判所とヨーロッパ司法裁判所双方の協力を包括する司法解釈制度を用いる方法によって解釈される。ヨーロッパ司法裁判所により考え出された優位性規

則が、五五條の憲法上の抵触規則につけ加えられた。<sup>(10)</sup>最後に、共同体諸条約の範囲を解釈するに際して、主権の残滓的措施である相互性という伝統的要素は、ヨーロッパ司法裁判所によって拒否された。<sup>(11)</sup>

これらの展開及びフランス裁判所の対応は、以下で考察する。

#### A 共同体法の直接的效果

ヨーロッパ共同体司法裁判所は、加盟国の裁判所に、各国の憲法規定に従って、直接適用可能な共同体法に由来する個人の権利を保護するよう、確固として、また繰り返し要請してきた。<sup>(12)</sup>

EEC規則を条約そのものと同視し<sup>(13)</sup>かつ条約を国内法と同視することは、幾人かの法律家に疑いをもってみられてきた、蓋し、共同体の法律家は一般に共同体法はそれ本来の性質により優位するとの見解をもっているからである。しかしながら、このアプローチは、共同体諸規則を国内法秩序の一部として速やかに承認すること、及びフランス諸裁判所においてそれらが適用されることを促進してきた。<sup>(14)</sup>

#### (1) 通常裁判所

パリの給与労働者の老齢保険年金に関する *Nani v. Caisse (d'assurance vieillesse des travailleurs salariés de Paris)* 事件で、パリ控訴院は、<sup>(15)</sup> EEC規則三の直接適用可能な規定が、イタリアとフランスの両制度に継続して支払いをしていたイタリア労働者の老齢保険金の計算方式に関して、それ以前のフランスIIイタリア間の条約に代わるものである、と苦もなく判断した。当該裁判所の見解から、その規則が条約と同一視されるべきであるとされたことは默示的に示されている。

第一審たる社会保障委員会で審理された事件で、一定の在任要件を充たしているフランス国籍を有する被用者のための社会保障給付を、依然として設定している一九六一年九月二日のフランス法に対して、共同体規則が優位する、との裁定が下された。本委員会は、共同体規則に基づくオランダ人請求人の訴えを認めた、もっとも彼の訴えは、一九五〇年一月一日のフランスIIオランダ間条約に依拠していたのであるが。<sup>(16)</sup>

「フランス裁判所における自動執行条約と直接適用可能なEEC法」

Nani 事件では、共同体規則を憲法五五条と結びつけて、E E C 条約そのものと同一視することが、規則三の優位性を確立すると判断されたが、その後にパリの裁判所を同一の結果に導いたのは、異なる結びつけによる判決理由であった、即ち、共同体法秩序の性質そのもの、特に五條、一八九條の二、及び二一九條による、そして同時に、憲法五五条の下での条約の優位性からくる、共同体規則の優位であった。<sup>(116)</sup>

同様に、規則三はベルギー人労働者に適用され、社会保障法のある規定と抵触する範囲で、それに優位すると判断された。フランス労働者に適用されるフランス法に言及している一九四八年一月一日のフランス—ベルギー間の議定書は、E E C 規則の適用を妨げるものではないであらう、蓋し、それもまたフランス労働者に適用しうるからである。<sup>(117)</sup>

上記の事件におけるパリ裁判所によるアプローチを破毀院が初めて最終的に確認したのは、Ranael 事件においてであった。その事件では、憲法五五条による共同体規則の優位性という唯一の理由から、共同体規則がフランス租税法に優位して適用されたのである。<sup>(118)</sup>

この原則は、Guerrini 事件<sup>(119)</sup>でその後確認され、さらに発展した。エクサンプロバンス控訴院は、商行為上の詐欺に関する一九〇五年八月一日法を実施する一九三九年六月一五日のフランスのデクレの下で、商行為上の詐欺のことで Guerrini に有罪を宣告した。Guerrini は、その品質に合わない等級で卵を販売していたものである。上告に際して Guerrini は、当該デクレとその罰則が、刑事上の制裁を定めていない多くの理事會規則や委員会規則によって、もはや効力を有しない、と主張した。破毀院は、Ranael 事件で自らが用いたのとは異なるアプローチを採用し、五五条の条約の優位という憲法上の根拠には、ほんの簡単に言及したにすぎなかった。破毀院は、これらの規則が、E E C 条約一八九條の二そのものによって拘束力があり、自動執行的であるとの見解を採用することを選んだ。結局、それらの規則が国内法に優位して、Guerrini は釈放されることとなった。<sup>(120)</sup>

他方、共同体命令に対する司法の態度は、司法裁判所やベルギーのコンセイユ・デタ<sup>(121)</sup>によって採られているアプローチとは対比されねばならない若干の留保を示している。例えば、申告のない禁制品の輸入に対する一九〇五年八月一日法、及び関税法により、

商行為上の詐欺に問われた *Lim* なる者の有罪宣告は、一九六九年一月十七日の委員会命令が、E E C 条約一八九条所定の規則や決定と異なって、実施のための法規を欠くときには、国内法を修正するものではない、との理由で支持された<sup>(126)</sup>。

このことから、法規の呼称ではなく、その内容が法規の直接的な効果を決定するとのヨーロッパ司法裁判所の判決を、フランス諸裁判所が今までのところ明確には受入れてはいないように思われる<sup>(127)</sup>。

共同体諸条約そのものの規定の直接適用は、司法裁判所あるいは行政裁判所のいずれにおいても問題を提起しなかった。 *Agence J. Carnona S. A. v. Madimpex* 事件で、被告会社は、英国及びハンガリーからスコッチ・ウィスキーを輸入し、フランスにおいてそれを販売したことで、専属代理店契約に違反するとして、フランス不正競争法上有責と認定された。裁判所は、E E C 条約八五条を解釈して、同条が、共同体外にある商品をフランス会社とイギリス会社が取引した場合には、抗弁として適用できないと判断した<sup>(128)</sup>。同じ条約規定が、パリ控訴院での多くの事件で争点となった。条約八五条は、その遵守が公けの政策上要求される規則を含んでいるとして取扱われている。契約当事者は、その契約が共同市場における競争を制限しており、従って八五条に違反するときには、当該契約の無効を証明するために八五条を援用することができる<sup>(129)</sup>。

## (2) 行政裁判所

コンセイユ・デタによる共同体法の適用に関する事例は、S. N. C. M. (フランス国有鉄道会社) 事件においてみられる<sup>(130)</sup>。

フランス国有鉄道会社との協定により、フランス国は、国家が立法ないしは規則で租税の賦課またはその変更をなしたとき、それから生じる所得の損失について、当該会社に補償する義務を負っていた。ヨーロッパ石炭鉄鉱共同体条約七〇条及び一九五五年三月二一日の構成国政府常設代表に関する協定の効力に従って、一定の運賃の割引が国有鉄道会社にとって収益の減少をもたらした。問題は、条約が立法ないし規則で採択された条文と同一視されるか、そうだとすれば国家は補償を支払うことを要求されるか、ということであった。コンセイユ・デタは、この問題に肯定的に解答し、国際条約は憲法五五条により法の効力を有しており、フランス当局から発せられる法規と同一条件で国有鉄道会社を拘束する、と判示した。

Société des Etablissements Peitjean et al 事件<sup>(128)</sup>で、コンセイユ・デタはEEC条約九一条及び九四条に解釈を与えた。主張されているこれらの条項違反を根拠とする、デクレの無効申立を棄却して、裁判所は、これらの条項が「フランス行政裁判所に提訴された訴訟を有利に導くために、有効に主張しうる法規範をそれ自身で創設するものではない」と宣告した。

Sieur Garot et Société du Journal 'Le Point' v. Ministre de l'Intérieur 事件では、パリ行政裁判所は、フランスでの月刊誌 Le Point のある一版の発行を禁止する内務省令の無効を求めるベルギー人申立人の請求を棄却した。裁判所は、憲法五五条によりEEC条約がフランス国内法秩序の中で最高位であることを認めたものの、条約七条は出版には適用されず、それゆえ一八八一年七月二十九日のフランス法は条約規定に反しない、との見解を採った。<sup>(129)</sup>

他方、共同体規則や共同体命令の自動的適用が、コンセイユ・デタにおいて、現在までのところ、真剣に受入れられたことはな  
らぬ。

Comité National de la Meunerie d'Exportation and others 事件では、一九六二年四月四日の理事会規則一九、同年六月二〇日の同三七、並びに同年の委員会規則九一に照らして、小麦の製粉に対して支払う国税を定めた一九六三年七月三日のデクレが、当該諸規則に適合しないとの理由で無効とされた。しかしながら、これらの規則は単にフランス当局の明示意思による製粉料の確定に利用されたにすぎないことを指摘しておかねばならない。従って、それらの直接適用性は全く問題とならない。<sup>(130)</sup> コンセイユ・デタが、法の合憲性を決定するのは裁判官ではないとの理由で、理事会規則一九と抵触するフランス法の規定を優位させた Senour-<sup>(131)</sup> Les 事件での判決は、しばしば、共同体法の優位性に対する重大な挑戦を示すものと考えられてきた。共同体法の権威が明白に承認された Société Le Comptoir agricole du Pays bas-normand 事件での同裁判所の判決は、たとえ制限されてはいても、より良き選択への重要な変化を示している。

原告の損害賠償請求を棄却したカーン行政裁判所判決に対する上訴を、コンセイユ・デタが取扱った。この事件での請求は、穀物輸出許可を得ていたにも拘らず、商品の輸出ができなかったために、その目的で支払われた寄託金の償還を求めたところ、農務

大臣が黙示的にこれを拒否したことに對するものであった。控訴人は、一九六二年七月二五日の委員会規則八七が、それが実施するように意図されている同年四月四日の理事会規則一九に合致しない、と申立てた。規則一九は、輸出許可を確保するために支払われる寄託金を規定しているのであって、輸出しえなかつた際のその没収については規定していない。コンセイユ・デタは、この問題がたとえ申立てられたような不一致が存在するとしても、状況の何如にかかわらず、適当な共同機関の権限に属するものであると宣言しつつ、そのことがO.N.T.C.の責任もフランス国家の責任も発生せしめるものではない、蓋しこれらの規定はE.C.条約一八九条によって両者のいづれをも拘束するからである、との見解を採った。<sup>(12)</sup>

より最近の *Sieur Hill* 事件で、コンセイユ・デタは再び、直接適用可能な二次的共同体法への接近に極端に慎重であることを示した。<sup>(13)</sup> 同裁判所は、Hill氏に国外退去を命じたアルブドゥオットプロバンス県知事並びにマルセイユ行政裁判所の決定を取消した。この取消しは、Hill氏が、一九六四年二月二五日の理事会命令六四—二二一を実施するために発せられた一九七〇年一月五日のフランスのデタレの下で、訴訟手続をなす権利を否定されたとの事実を理由として行なわれたものであった。当該命令六条は、緊急の場合を除く外、入国及び在住許可の拒否を正当化する公序、公安あるいは公衆衛生に基づく理由を通知する訴訟手続上の義務を課していた。コンセイユ・デタは、その決定を命令の直接的効果に基づかしめずに、従って、E.C.条約四八条三項の適用範囲に關係する、共同裁判所の多くの判例を完全に無視して、遺憾にも理事会命令に単に言及したにすぎなかつた。

#### B フランス裁判所とE.E.C.条約一七七条

一七七条により設けられた先行判決 (*preliminary ruling*) の制度は、フランス裁判所で一般に行なわれているのと同様の多くの特徴を有している。国際公序に關する事項と私権に關する事項との区別は、E.E.C.条約一七七条の条文により時代遅れとなつた。多くの条約規定は二重の側面をもっており、これら両方の事項に關係している。司法部と行政の権限を分割する伝統的で實質的なきし決して明確ではない基準が、同様の本質的に手続上の基準にとつて代わられ、これが共同裁判所と国内裁判所の關係を規律している。即ち、上級の諸裁判所は共同裁判所に付託する義務があり、他の裁判所は共同裁判所に付託する裁量的権限を

有する。その範囲は、卑近であるが論争のある *acte clair* 原則にゆだねられている。共同体裁判所の先行判決は、外務省から得られる解釈と同様、国内裁判所を拘束するとみなされている。<sup>(134)</sup> しかし、共同体裁判所は、共同体法に関する国内法について判決を下す権限は全く与えられていなかった。<sup>(135)</sup> これらの要素を念頭に置けば、通常裁判所及び行政裁判所の態度におけるいくらかの進展と、共同体裁判所の先行判決を余りにも容易に求めることに對する極端な用心深さとを区別することができる。フランス裁判所が付託することに当初消極的であったのは、事件毎にいささか異なる理由に基づく。E E C 条約八五条の解釈に関する多くの事件で、共同体裁判所への付託は不必要であると考えられた。例えば、ある事件では、八五条一項は、追加の給付を理由として八五条三項の下での免除を与えられたと主張される専属代理人契約には適用されない、と判決された。<sup>(136)</sup> 別の事件では、単にフランス国内市場に影響を及ぼしたり、<sup>(137)</sup> 共同体市場の域外を原産地とする物品を取扱う制限的取極には適用されない、と判決された。下級裁判所は、先行判決に従うか否かについて一七七条の下で完全な裁量権を有しており、この裁量権の行使に對して、国内裁判所において上訴しうると判示されたのは正当であった。<sup>(138)</sup> いわゆる *acte clair* 原則がしばしば採用され、それによれば特定の条項の正確な範囲について相당한疑義あるときのみが、有権解釈を求めるための付託を正当化するが、その条項が明白であって、解釈になんらの困難も生じないときにはこの限りではない。<sup>(139)</sup>

初期の特異な判例で、破毀院は、一七七条に對する極めて明白な違反を理由として、ある判決の破棄を必要と判断した。<sup>(140)</sup> 実際、ドゥエ控訴院が、理事会規則三の解釈を、外務省にも共同体裁判所にも求めずに、両当事者を規則三の四三条に基づいて行政委員会に付託してしまつた。<sup>(141)</sup>

その後になると、国内裁判所は共同体裁判所に問題を付託することにむしろ積極的になつた。共同体裁判所への付託は通常、ある条項が曖昧であるか、あるいは難解な概念を含んでいるとみなされるときにされるのである。例えば、理事会規則三の一二条 (*occupé 占有*)、<sup>(142)</sup> 一三条 a (*durée d'occupation de douze mois* 一二箇月の占有期間)、<sup>(143)</sup> 一条 h (*résidence 居所*あるいは居住)、<sup>(144)</sup> または理事会規則一七の四條二項一号 (*accords d'exclusivité 独占合意*)<sup>(145)</sup> のように相異なる解釈が提案されるときになされる。<sup>(146)</sup>



より最近では、フランス裁判所は共同体裁判所の判例法に影響されてきている。そして今日では、争点となっている共同体法の問題が関連する諸事件で共同体裁判所の解釈に追隨する用意のあることを示している。例えば、破産院は、国内裁判所を拘束する共同体裁判所の先行判決が、争われている条項を明白に説明している場合には、くり返し共同体裁判所に付託することをやめてきた<sup>(14)</sup>。コンセイユ・デタの判決も、このアプローチに一層のためらいと不確実さを残しつつも、同様の方向に展開する傾向を有してきた。

*sens clair* 原則の古典的声明は *Société des Petrols Shell-Berre* 事件その他の事件で形成されてきたが、その事件では、フランス憲法五五条によってフランス諸裁判所を拘束するものとして、共同体条約の直接適用性が一般に認められつつも、コンセイユ・デタは EEC 条約三七条の解釈について付託を拒否したのである。<sup>(15)</sup>

*Synacomex* 事件で、コンセイユ・デタは共同体裁判所に初めて付託したが、熱意をもってこれに追隨しようとする一般的風潮はたちまち変化した。これは、委員会規則八七が理事会規則一九に適合するか否かをコンセイユ・デタが確認しなかったときであったが、その理由は、たとえ委員会規則が理事会規則に適合しなかったとしても、このことは共同体の責にのみ帰すべきものであって、一八九条の下でそれを適用する義務のあるフランス国の責に帰するものではない、というものであった。<sup>(16)</sup>

コンセイユ・デタはより最近、この問題に対して違ったアプローチを採るようになってきた。そして、穀物価格に関する理事会規則七〇—二二〇についてそれが有効か否かの決定を共同体裁判所に付託した。<sup>(17)</sup> この付託は、理事会規則七〇—二二〇の有効性に対する重要な性格をもつ異議により触発されたものであり、従って、コンセイユ・デタの採っていた以前の原則からの一般的な離脱を意味しないであろう。<sup>(18)</sup>

*Charmasson* 事件でコンセイユ・デタは、より積極的に先行判決を求める意図を表明したが、この事件でコンセイユ・デタは、EEC 条約四三条、四五条、四六条及び三三条の意味についての委員会並びに権限あるその委員長による説得的見解が十分に知られており、かつ付託しなすませるよい口実が与えられているにも拘らず、これらの条項の解釈を求めたのである。<sup>(19)</sup>

結局、今日フランス諸裁判所は、共同体構成国間の判例法の相違を避ける目的で、問題の特殊性を考慮しされれば、共同体裁判所の解釈を求めることが好ましいと考えている、<sup>(154)</sup>とある程度の自信をもって言いうるであらう。

更に、それら裁判所は「EEC条約一七七条と二一九条との結合が、国内においては、政府当局による解釈を排除している」<sup>(155)</sup>との点、並びに「一七七条及び二一九条の下で共同体裁判所によりなされた決定は、共同体法に統合され、事実上国内法に対する条約の優位性を享受する」との点で、意見が一致しているように思われる。<sup>(156)</sup>

### C 相互性要件

相互性に関する要件は五五条の優位性条項の中にみられるのであるけれども、尚これを別途に検討することは、ふたつの理由から正当であると思える。憲法が相互性に関する独自の条項を設けるよう当初意図されていたことは、一九五八年憲法の準備作業の経過から明らかである。<sup>(157)</sup>即ち、優位性の問題を取扱う事件数に比べ、相互性を争点とした事件について、共同体裁判所もフランスの裁判所も共に判決を下した事例が少ないからである。<sup>(158)</sup>

相互性の要件は、一九四六年憲法前文における主権に対する制限を受入れる明確な意図により、単にプログラムの性格のみを有するものと思われていた。今日では、現行憲法五五条によりこの要件は明示的に課せられているが、<sup>(159)</sup>さまざまな理由でしばしばこの事実を遺憾に思う学者も少なくない。<sup>(160)</sup>

彼らの懸念は、基本的には五五条の幾分不正確な表現に由来するものであって、多くの異なる方法で同条が適用され、<sup>(161)</sup>それに多少無秩序な状況が生みだされる危険性に由来するのである。相互性の要件が充たされたか否かの問題は裁判所が取扱うべきものではなく、むしろ政府が取扱うべきものであると主張する学者もいる。<sup>(162)</sup>相手方当事国による条約の適用を、裁判官が効果的に判断しうると考えるのは実際困難である。更に重要なことには、他の当事国という用語が、多数国間条約に相互性という憲法上の要件を適用することを除外しているか否か、が問われねばならない。<sup>(163)</sup>相互性という憲法上の要素は、事実、同時、履行の抗弁(*exceptio non adimpleti contractus*)という古典的原理に由来すると言われてきた。<sup>(164)</sup>幾人かの学者は、相互性の要件が国際法に合致するか

という点に疑いをもっている。<sup>(165)</sup>また、ウィーン条約法条約六〇条で認められた「重大な違反」(material breach)原則は単に慣習国際法上の既存の原則を成文化したにすぎないから、この原則は国際法に合致している、と主張する学者もいる。<sup>(166)</sup>後者の主張が正しいかもしれないが、ウィーン条約六〇条五項が、例えば、ヨーロッパ人権条約のような客観的義務を含む多数国間条約にはこの原則が適用されないことを明らかにしていることも指摘せねばならない。<sup>(167)</sup>更に、ウィーン条約によれば、条約の条項に対する重大な違反がある場合を除いて、条約の効力が終了あるいは停止することはないのである。<sup>(168)</sup>

相互性条項の適用は、条約そのものが当然に解釈されるものと考える他の締約国の行動の調査に関係するという点で、更に複雑になる。既に見てきたように、裁判所は一般にこの作業を政府の執行部門に任せてきた。最後の重要な難問は、他の当事国が条約を適用していないとの事実を理由として、条約を適用しないという決定を行なうことの効果に関してである。この決定が、条約規定の停止あるいは終了をもたらすのか、<sup>(169)</sup>または単にその規定を国内法の下位に置くことになるのかは明確でない。例えば、国際条約に関して相互性要件が充足されない際の効果は、少なくとも当該条約がその規定を適用しない場合の制裁をそれ自身で規定していないときには、不確かである。条約上の義務の不履行の効果が通常どのようなものであったとしても、共同体裁判所は、明確な文言をもって、国家は自己の義務不履行を弁解するために他の条約当事国の共同体義務の不履行を抗弁として主張することはできない、と述べた。共同体裁判所は、このことはローマ条約の精神、及びEEC条約一六九条及び一七〇条で義務不履行国に対して提起される訴訟手続から生じる、と述べたのである。<sup>(170)</sup>この手続の強制的性格は、国際司法裁判所規程三六条の選択的管轄権とは区別されねばならない、そしてそのような強制的性格が自給の可能性を排除している、との見解が採られてきた。<sup>(171)</sup>後者の点は、Société Cafés J. Vabre 事件において破毀院により実際明確に受入れられた。<sup>(172)</sup>検事総長 Toulfati の付託により、破毀院は、憲法五五条に掲げられた相互性の要件をEEC条約には適用されないものとして取扱った。EEC条約一七〇条での共同体裁判所の排他的権限を認めつつも、破毀院は、その判決を少なくとも相互性要件に関しては全面的に国際法文献に拠らした。この判決は、フランス憲法評議会が相互性概念の重要性を再確認した直後で、特に時宜に適していたと考えられねばならない。<sup>(173)</sup>

憲法評議会は、法律の合憲性の問題のひとつとして、フランス墮胎法のヨーロッパ人権条約との適合性の問題を取扱ったが、その問題は憲法六一条で権限外であるとの判断を下した。憲法評議会が採ったアプローチは、条約が国内法に優位するための全ての条件が充足されているか否かを、他の裁判所が調査するように要請する、との意味に解釈されるであろう。<sup>(107)</sup> 従って、裁判所は、自らの発意でもって、相互性に関する要件が充足されているか否かを調査するように求められる。このことは、破毀院が与えた指標を棄て去ることになりうる。裁判所が憲法評議会の採るアプローチより、むしろ破毀院のそれを選択することが望ましいに違いない。

D 共同体法の優位性と憲法五五条

共同体裁判所による衝突規則は、絶対的で単純である。<sup>(107)</sup> 即ち、いかなる形式及び内容のものであれ、直接適用可能な共同体法は、いかなる形式及び内容をもつ国内法にも優位せねばならないというものである。加盟国は、特に共同体法が直接適用可能である場合<sup>(108)</sup> その共同体法に合致しない国内法の規定を制定しない義務を負う、<sup>(109)</sup> と同時に、これを廃止する義務を負っている。<sup>(108)</sup> 更に加盟国は、共同体裁判所が既にE E C条約と両立しない旨宣言している国内法の規定を適用してはならない。<sup>(108)</sup> 直接適用可能な共同体法の実施措置としての国内法は、指定された期限内に、<sup>(107)</sup> さもなければ相当と認められる期間内に制定されねばならない。最後に、加盟国は、完全な制度上の自治の中で、即ち憲法及び国内法制度の他の諸規定により許される方法及び手続と合致した形で、共同体法の適用と優位性を確保しなければならない。<sup>(108)</sup> しかし、加盟国は、例えば、公の政策あるいは公の安寧を根拠として正当化される許容可能な例外を掲げて、全加盟国における共同体法の実現を妨げる行為を行なってはならない。<sup>(108)</sup> 共同体諸条約の「信義誠実条項」<sup>(109)</sup> は、国内法が共同体法に従って制定され、解釈されることを確保するのに有益である。

共同体法に由来する個人の権利が国内法制度の下で承認を得られない場合、たとえ国家機関がこのような個人の権利の否認をもたらしたとしても、この国内法制度の下でいかなる救済が利用されるかを決定するのは——E E C条約一七七条の下での共同体裁判所による先行判決によって支持されようとされまいと——国内裁判官の義務である。<sup>(108)</sup>

優位性の諸原則と、直接適用可能な共同体法上の権利を憲法が許す方法で実現することを加盟国の機関に委ねるといふ原則、と

の共存は、明らかにさまざまな難問をもたらす<sup>(180)</sup>。即ち、国家が非常に多様な実行を採用し、国内裁判官が自国の憲法あるいは慣習の下で、遂行不能または遂行するのを望まない機能を果たすことを要求される危険性がある<sup>(181)</sup>。共同体裁判所は、単に共同体法の有効性または解釈に関する先行判決を与えるという方法だけでは、共同体法に対する違反を防ぐことはできない<sup>(182)</sup>。優位性原則と制度的自治原則との抵触は、理論上解決されていないが、国内裁判所において実際的な手法で解決されてきたのである<sup>(183)</sup>。共同体重視の見地からの最善の解決策は、共同体法本来の性質からの、また加盟国の憲法に照らし合わせることにない、共同体法優位の統一承認であろう<sup>(184)</sup>。そこで、共同体裁判所は、*L'Administration des finances de l'Etat v. S. A. Simmenthal* 事件<sup>(185)</sup>の特に調子の強い意見で、制度的自治の原則に基づいて自らの立場を限定しようと思われる。即ち、「自己の権能の範囲内で共同体法の規定を用する義務を課せられた国内裁判官は、立法手続あるいは他の全ての憲法上の手続によって国内法が前もって排除されることを求めたり期待したりすべきでなく、必要な場合には自己本来の権限により共同体法に反する国内法の規定——たとえそれが後法であっても——を全く適用しないでおくことによって、共同体法規範の十分な効果を確保する義務を負う」と述べた。

従って、フランス裁判所が古典的な国際条約と関連する自国の憲法上及び制度上の規定ないし実行によって課せられる足枷から實際上自由であるか、自由であるとすればどの程度自由であるか、また共同体法と国内法との抵触に対する共同体裁判所の比較できない程の斬新なアプローチを受入れているが、受入れているとすればどの程度か、以上の点が最後に検討されねばならない。

しばしば国際法及び共同体法優位の一元論を保持するとして取扱われてきた五五条の規定は、フランスでの広範な二元論的立場を終焉せしめられるために、大いに歓迎されてきた<sup>(186)</sup>。五五条は、古典的国際条約の優位性を確立する衝突規則として制定されたが、国内法と国際条約との抵触を解決できないことがしばしばあった。このことにはふたつの理由がある。第一に、五五条はそれ自身、抵触する国内法をどのように取扱うかについて、裁判官のなんら指針となるべきものを含んでいない。このため、多くの人は、五五条が抵触を解決するための実効的規則を構成しているか否かに疑いをもってきた<sup>(188)</sup>。第二に、多くの裁判所が、法律の合憲性を審査することは許されないから、条約がそれに前後する国内立法に優位すると判決することはできない、との見解を採っ

てきたことである。このアプローチは誤っていると思われる。

伝統的な実行の影響下で行動しつつ、明確な牴触規則を、一方では本質的に憲法的なものと、他方では国際法及び共同体法に由来するもの、という明確に区別ある牴触規則を取扱うフランスの裁判所は、自己の判決をこれらのアプローチのいずれかに基づかしめてきたが、いずれのアプローチも同様の結果を達成することに向けられている。

一九四六年憲法に至るまでの最初の段階においては、これまで述べてきたように、フランス裁判所が国際条約から引き出される個人の権利を支持することは決して珍しいことではなかった。関係法規が調和する仕方(19)で解釈されることを立証して国際法と国内法の牴触を回避することが不可能なときには、『後法は前法を廃止する』の法諺に示される伝統的な旧式の技術に依拠することが行なわれた。しかし、この立場は、それ自身基本的には条約と国内法との同一視に基づいている。裁判所は、後に発効した規則が、たとえその規則が条約に由来すると国内立法に由来するとを問わず、それ以前の規則に優位するとの原則を適用した。このアプローチは、Matter 検事総長によって採られ、フランス諸裁判所のその後の判決に支配的な影響を与えた。(20) 条約を制定法と同一視するアプローチ、即ち、後法優位のアプローチは、裁判官が憲法によって彼らに課された制限を逸脱おするそれなしに、条約を解釈できるという利点があった。一九四六年憲法二八条と一九五八年憲法五五条が各々、条約がその前後を問わず法律に優位すると規定したことにより、もはや裁判官はこのアプローチを採ることができなくなった。このことは、黙示的に、裁判所に制定法規が国際条約と牴触するとみられるときには制定法規が適用されないと宣言することを要求している。即ち、いわゆる Matter 原則や牴触解決のための旧式の技術の時代が終わりを告げたと考えられた。しかしながら、フランス諸裁判所は、新しいアプローチが法により拘束される独立の国家機関としての伝統的な自己認識に牴触すると思われることから、この新しいアプローチを採ることが裁判所に要求されているとの考えを受入れようとはしなかった。彼らはしばしば五五条に口先だけ言及して、後法優位の原則の上に訴訟を進めることを好んだ。裁判所が制定法規の優先順位を確定する仕方(21)で法律の合憲性について決定を下す権限がないと明言していたことが、一般にこうした訴訟手続を誘発した。(22) このアプローチは、裁判所が条約を法と同一視し、現存の権力分

立を尊重しつづけたことを示している。従つて、条約の優位性の憲法上の基礎が理論上認められても、裁判所が権限を行使するにあつて、後法の規定の不適用を拒否したため、それが実行の上では死文となるおそれのある逆説的状況が起つてきた。<sup>(203)</sup> 五五条が裁判所の下した判決に広範に影響を与えた、と言つて誤りはない。しかし、その条項は、裁判所にある牴触を如何にして解決するかを指示するためのなんらの明確な命令をも含んでいないし、共同体法の優位性に対しても相応な明言を与えていない。<sup>(204)</sup>

破毀院が、EEC条約の直接適用条項は五五条の下で国内立法を無効にする効力を有することを、かなり早くから認めていたにも拘らず、<sup>(205)</sup> 下級裁判所は、多大の曖昧さを残しながら事件を処理してきたように思われる。例えば、多くの事件で、裁判官は、五五条の正規の憲法の規定に明示的に言及すること、条約と国内法との慣例的な同一視を、無分別にも結びつけてきた。<sup>(206)</sup> 破毀院でさえときにはこのようなアプローチを採用した。<sup>(207)</sup>

学者達は、五五条についていくつかの裁判所で採られた慎重かつ混乱したアプローチをしばしば批判し、数々の首尾一貫性の無さを指摘した。例えば、議会は外交政策形成への影響力を弱めているし、それに広く責任をもつ大統領は議会に対し無答責であるから、条約を国内法と同一視されるものとみなすのは誤っている、との考え方もある。<sup>(208)</sup>

ときに裁判所は、条約を統治行為であると考えさえる。そして、権力分立を根拠に条約の解釈を拒否してきたのである。このアプローチをとることにより、条約と国内制定法の牴触を解決する目的上、条約を国内法と同一視してきたのである。<sup>(209)</sup> 五五条のこの二元論的解釈が、条約と国内法との牴触を効果的に解決するのに、同条が用いられることを妨げてきた。裁判官が条約に牴触する制定法を無視しえないのは明らかであるが、彼らは、条約の優位性に関する憲法上の規定の遵守を確保するという有益な効果をもつことを求められるものとして、五五条を解釈しえたであらうと思われる。<sup>(210)</sup>

共同体裁判所により繰り返し述べられている、共同体法の無条件の優位性の主張は、次第にフランスの諸裁判所に影響を与え始めた。このことは、EEC条約の優位性を、後法優位の旧式で時代遅れの公式ではなく、専ら五五条に含まれる牴触規則に基づかせる諸判決にみられる。<sup>(211)</sup> 最近の Jacques Vabre 事件で破毀院は、初めて明瞭に条約を優位させ、EEC条約と後法たるフラン

ス制定法との抵触を解決した、そして、当該事件において制定法は適用されないと宣言した<sup>(21)</sup>。オランダから輸入されたインスタント・コーヒーは、一九六六年一月四日の制定法により発効したフランス関税法典二六五条に規定される関税に服さねばならなかった。当該輸入会社は、これらの関税が同様のフランス製品に課される税金を越えるもので、差別的課税を構成し、E E C 条約九五条に反する、と主張した。会社側は、E E C 条約が憲法五五五条によって国内法に優越する権威をもつとの理由、並びに関税法典二六五条がE E C 条約九五条より後法であるとの事実にも拘らず、条約九五条が本事件に適用され関税法典二六五条は排除されねばならない、との理由で支払らわれた関税の償還請求を認容された<sup>(22)</sup>。

破毀院は、一九七五年一月一日の憲法評議会決定中のある命令 (Dicton) の Touffait 検事総長による解釈に従って、同裁判所が五五条に基づき国内法と条約規定との適合を調査する権限を有する、との見解を採った。また破毀院は、これが六一条に基づき国内法の合憲性を決定する憲法評議会の排他的権限に対する許容できない侵害を構成するものではない、と判示した。破毀院は、これらふたつの手続の間に本来根本的な相違が存在するとの見解を受入れた。しかし、E E C 条約の優位性が、専ら共同体法の特異な本来の性質に基づくべきものであるとの Touffait の提案を、破毀院は受入れなかった。即ち、破毀院は憲法五五条にも言及したのである。この判決は、それ以前の他の判決と同様に、ふたつの相異なる首尾一貫しない抵触規則を混合的に採用したように思われる<sup>(23)</sup>。この判決が、憲法上の抵触規則と共同体法上の抵触規則のいずれを適用しているかが不確かな裁判所の優柔不断なアプローチの別の側面を示しているのか、それとも、それが共同体法の特別な本来の性質による共同体法の絶対的優位の決定的な承認という新たな局面に向かっただけの過渡的一步を構成するのかは、未だ明らかでない。何故、破毀院が、Costa v. Euel 事件においてヨーロッパ共同体裁判所の命令をほとんど文字通り採用するのに、五五条への言及をつけ加えるの必要とみたかが問われるであろう。このことを、反抗的なフランス下級裁判所を、永年の伝統と断絶するように説得するための用心深い動きとして説明する試み<sup>(24)</sup>、あるいは、共同体法の特別な本来の性質が他の国際条約の優位性の承認を妨げてはならないことを想起せしめるものとして説明する試み<sup>(25)</sup>がなされてきた。これらの説明は、多少の真実を含んでいるかもしれないが、裁判所の態度変更への経過の相対的な緩慢さ



の認識を反映している。

更に、この裁判所の態度変更の、それ以上のまた事実、より強力な証拠は、後の *Clave Bouhaven von Kempis v. Geldorf* 事件<sup>(21)</sup>においてみられる。ドイツ人である *von Kempis* は、フランスで農地を取得し自作農業を営もうとした。彼は、農地賃貸借法に基づきフランス人農夫 *Geldorf* を立退かせた。しかし、農地の占有を回復する彼の権利は、フランスのデクレに従い外国人農家に要求される、農務大臣による不可欠の行政許可を取得していないとの理由で、異議を申立てられた。第一審裁判所は、これらのデクレが EEC 構成国の国民に関して、農業法典八六九条二項により黙示的に無効とされており、これらの人々が農業賃貸借法により規律される事項についてフランス国民と同様の権利を享有すると判示し、*von Kempis* を勝訴させた<sup>(22)</sup>。しかし、この判決はパリ控訴院により破棄された。そして、この控訴院判決は破毀院により再び破棄されたが、その判決理由は、*Reyners* 事件での共同体裁判所判決に基づくものであった<sup>(23)</sup>。裁判所は、過渡的期間の満了をもって、EEC 条約五二条が EEC 構成国国民に直接適用可能となったとの理由で、同条が、居住の自由に対するいかなる制限をも禁止し、行政許可を規定するフランス法上の規定を事実上適用不能とする、との見解を採った。しかしながら、この判決の特別な利点は、裁判所が憲法五五条になんら言及することなく、初めてこの結論に到達した事実にある<sup>(24)</sup>。この判決は、フランス裁判所が今日では共同体法に関して五五条を以前ほど用いたくないと考えているとの結論に導くかもしれないが、現段階では、それらの裁判所が、共同体法に関するかぎり、五五条を余分なものともみなし、また共同体裁判所の判決で採られた原則的アプローチにとって代わられるものともみなしたと考えるのは、未だ時期尚早であろう。この分野で五五条を余分なもの結論するには、フランス裁判所による判決を更に待つ必要がある。このこととの関連において、一九七五年一月一五日の、妊娠中絶に関する憲法評議会の決定が、五五条を顕著な重要性をもつとしたことは特筆に値する。

従って、フランス裁判所が、共同体法の特別な本来の性質により、今後も直接適用可能な共同体法の優位性を推論し、*Jacques Vabre* 事件の付託書中で *Touffait* 検事総長により提案され、*von Kempis* 事件で破毀院判決の用いたアプローチを採用すること

「フランス裁判所における自動執行条約と直接適用可能な EEC 法」

が望まれる。この発展は、共同体の観点から強く望まれるであろうし、幾分不十分で不安定な解決を得るために五五条を用いる必要性を終了せしめるであろう。もしフランス裁判所が共同体裁判所によって採られたアプローチを採用しないときは、一九七五年一月一五日の憲法評議会の決定によって要求された方法で、五五条を適用することが望まれる。しかしながら、後法たる抵触する制定法を、それが直接適用可能な共同体法に抵触するとの理由で、適用不能であると宣言することは、制定法の合憲性の判断にはあたらない、蓋し、上記の判決中の文言にあるように、「条約に反する法律が、それだからといって、憲法に反するとはかぎらない」からであるという結論に、全ての裁判所が到達するか否かの問題が生じてくる。<sup>(24)</sup>

たとえ通常裁判所がその態度を変更するとも、コンセイユ・デタを含む行政裁判所が、条約を制定法と同一視する慣行を放棄し、共同体法とフランス制定法を調和させようとする解釈方法を差し控え<sup>(25)</sup>、あるいは「後法優位」の伝統的抵触規則の採用を差し控える<sup>(26)</sup>とは決して確言できない。共同体裁判所への度重なる付託にも拘らず、行政裁判所が、後法たる制定法と抵触する条約を優先させる用意がある、とする意見は今日ほとんど提示されていない。むしろ、それらの裁判所は、自らは制定法の合憲法を判断する権限がないとして、制定法の適用により意欲的であることが多いように思われる。<sup>(27)</sup>

(106) EEC諸機関により制定された規則と、条約そのものとを区別する必要はな<sup>ら</sup>ず。EEC条約一八九条の不遵守が条約違反を構成し、国際法と国内法との抵触が残る。Lussan and Martin, *loc. cit.*, note 104; *Cass. crim.* 22. 10. 70, D. 1971, 221; note G. Grimaux to C. E. 5. 11. 71, D. 1973, 481, 482; Dubouis, *op. cit.*, note 70, 55.

(107) Rideau, note on *Guerrini*, D. 1972, 499.

(108) Case 6 / 64, *Costa v. Enel*.

(109) Case 90-91 / 63, *Commission v. Luxembourg and Belgium*, [1964] E. C. R. 625, [1965] C. M. L. R. 72; Case 1 / 72 *Rita Frilli v. The State Minister for Social Security* [1973] C. M. L. R. 386.

(110) 制度的自治は、例え<sup>ば</sup>次の事件に言及された。Case 28 / 67 *Melzerzentrale Westfalen-Lippe GmbH v. Hptzmt. Paderborn* [1968] C. M. L. R. 187; Case 13 / 68 *Salgoti*, Case 106 / 77 *Simmenthal*; Rideau, *op. cit.*, A. F. D. I. 1972,

p. 884; 共同体義務の履行の問題を国内裁判官の手で裁くべきかどうかについての批判的見解が次のものを参照。Constantinesco, *L'applicabilité directe dans le droit de la CEE*, Paris, L. G. D. I. 1970, p. 112f.

- (10) Rideau, note on C. A. Paris 7. 7. 73, *Administration des Douanes v. Soc. Cafés Jacques Vabre*, D. 1974, I, p. 162, 164.
- (11) Pescatore, *Droit communautaire et droit national selon la jurisprudence de la Cour de Justice des Communautés Européennes*, D. 1969, Chr. p. 179; Rideau, *op. cit.*.
- (12) Kovar, *L'applicabilité directe de droit communautaire*, *Clunet* 1973, 279f; cf. e. g. C. E. 24. 5. 1964, cited in Y. Prats, *Incidences du traité instituant la CEE sur le droit administratif français*, R. T. D. E. 1968, p. 19, 3.
- (13) 4. 3. 1964, D. 1964, 419, note Minjoz; 11964 I C. M. L. R. 334; 憲法法院の裁定による裁判官の権限について Cass. soc. 16. 2. 65, *Union Régionale des Sociétés de Secours miniers de nord v. Gosset*. [1967] C. M. L. R. 62.
- (14) *Commission de première instance du contentieux de sécurité sociale de Paris* 27. 6. 67, *Donker v. Caisse primaire de Sec. soc. de paris*, Kiss, A. F. D. I. 1967, p. 812, 861.
- (15) *Cour de Paris* 7. 7. 65, S. A. *La Technique minière*, L. T. M. v. *Soc. Maschinenbau Ulm*, *Gaz. Pal.*, 1965, II p. 90; R. T. D. E. 1965, p. 490; A. F. D. I. 1966, p. 886.
- (16) *Cass. soc.* 2. 2. 1970, *Caisse Régionale de Sécurité Sociale du Nord de la France v. Torrekens*, [1971] C. M. L. R. 158.
- (17) *Cass. crim.* 22. 10. 70, *Administration Contributions indirectes et Comité interprofessionnel des vins doux naturels, v. Ramel*, D. 1971, 221; D. and H. Tallon, C. D. E. 1971, 360.
- (18) *Cass. crim.* 7. 1. 1972, D. 1972, p. 497, note Rideau; R. G. D. I. P. 1972, p. 1210, note Rousseau; *Clunet* 1973, 347, note Kovar.
- (19) See, however, *Quaak*, 13. 6. 72, D. 1972, 685, note Rideau, 破毀院が「同じような状況におおづば」一九六六年十月二十五日の理事会規則(158/66)に対する違反が国内法規定により処罰されることの理由で「有罪判決を確認した」。
- (20) *Case 33/70 Sace v. Italian Ministry of Finance* [1971] C. M. L. R. 123; *Case 41/74 Van Duyn v. Home Office*

- [1974] E. C. R. 1337, [1975] C. M. L. R. 1; Case 51/76 *Verbond van Nederlandse Ondernemingen v. Inspecteur der Invoerrechten en Accijnzen* [1977] C. M. L. R. 413, [1977] E. C. R. 113.
- (122) *Corneleyn*, 7. 10. 68, [1970] C. M. L. R. 237; Schrans, 7 CMLRev. 1970, pp. 237f.
- (123) *CA Paris* 12. 4. 72, *Joseph Aim and Soc. S. P. A. D. v. Ministère public et Admin. des Douanes*, D. 1972, Somm. p. 183; R. T. D. E. 1973, 135; [1972] C. M. L. R., 901; confirmed by *Cass. crim.* 7. 11. 1973, D. 1973, Somm., 154.
- (124) Case 9/70 *Franz Grad v. Finanzamt Traunstein* [1971] C. M. L. R. 22.
- (125) *Triel de Commerce de la Seine* 13. 5. 65; [1967] C. M. L. R. 179.
- (126) *Cl. Laffort v. Les Laboratoires Sarbach* 22. 2. 67, [1968] C. M. L. R. 257; *Lavecite France S. A. R. L. v. Etablissements Isobel* 27. 4. 1968, [1969] C. M. L. R. 249; *Sriher Boats v. Garoche* 20. 12. 71, [1974] 1 C. M. L. R. 470.
- (127) C. E. 22. 12. 1961, R. D. P. 1962, p. 646.
- (128) C. E. 10. 2. 1967, 48 I. L. R. 212; J. C. P. 1967 II, 15282.
- (129) 16. 3. 71, R. T. D. E. 1971, 857.
- (130) C. E. 15. 2. 67 J. C. P. 1967 II, 15283; R. T. D. E. 1967, 404; [1968] C. M. L. R. 313 Ruzié, op cit., note 67, 121.
- (131) C. E. 1. 3. 1968, *Syndicat général des fabricants de semoules de France*, D. 1968, p. 285; R. G. D. I. P. 1968, 1128, note Rousseau; R. T. D. E. 1968, 388, note Constantinides-Mégret; R. C. D. I. P. 516, note Kovar.
- (132) C. E. 5. 11. 1971, D. 1973, 481, note Grimaux; critical Rideau, *Le contentieux de l'application du droit communautaire par les pouvoirs publics nationaux*, D. 1974, I, p. 147, 151.
- (133) C. E. 8. 10. 1976, J. D. I. 1977, p. 636; Rideau, Bailleux, Balmond, E. L. R. 1977/5, p. 381.
- (134) C. A. *Colmar* 15. 11. 67 *Saartenaptschaft v. Freund and another* [1969] C. M. L. R. 82; *Cass. comm.* 8. 5. 73, *Entreprises Garoche v. Soc. Striker Boats* [1974] 1 C. M. L. R. 469.
- (135) T. A. *Paris* 16. 3. 71, *Sieur Garot et autre v. Min. de l'Intérieur* R. T. D. E. 1971, 857; *Cass. crim.* 19. 2. 64. *Riff et autre* [1965] 4 C. M. L. R. 29; J. D. I. 1965, 85.
- (136) *Trib. de Commerce de Marseille* 13. 5. 64, *Compagnie française Telefunken S. A. v. Etablissements Aubin & an-*

- other [1965] C. M. L. R. 185.
- (137) *Cass. crim.* 22. 10. 64, *Etat français v. Nicolas & Société Brandt* [1965] C. M. L. R. 36; *Trib. de commerce de la Seine* 8. 3. 65, *Fédération nationale des cinémas français v. Office de Radiodiffusion-Télévision française* [1965] C. M. L. R. 101.
- (138) *Trib. de commerce de la Seine* 13. 5. 65 [1967] C. M. L. R. 179.
- (139) *Cass. crim.* 5. 1. 67, *Lapeyre v. Administration des Douanes* [1967] C. M. L. R. 362.
- (140) *Trib. de commerce de la Seine* 8. 3. 65 cit.
- (141) *Cass. crim.* 29. 6. 66, *French Republic v. Deroche, Cornet & Soc. Promalex* D. 1966, 595; [1967] C. M. L. R. 351; *Behr, I. C. L. Q.* 1977, 271; *Pescatore, R. T. D. E.* 1969, p. 712; *Cass. crim.* 5. 1. 67 *Lapeyre* cit. D. 1967, 465; *R. T. D. E.* 1967, 696 *C. E.* 19. 6. 64 *Re Soc. des Petroles Shell-Berre et al.* [1964] C. M. L. R. 462.
- (142) *C. A. Paris* 20. 12. 71, *Striker Boats* cit. note 134 p. 470.
- (143) *Cass. civ.* 1. 12. 65, *Torrekens v. Caisse Régionale vieillesse de Lille* [1966] C. M. L. R. 482.
- (144) 8. 10. 63, D. 1964, 299, *Caisse Régionale assurance vieillesse du Nord v. Torrekens*.
- (145) *Cass. civ.* 27. 4. 67, *Caisse Régionale de Sécurité du Nord-Est v. Goffart* [1967] C. M. L. R. 343; D. 1967, 541; *R. T. D. E.* 1967, 701.
- (146) *Cass. soc. Ets. Angénioux et autres v. Hakenberg et autres*, A. F. D. I. 1974, 1011; *Cass. soc.* 4. 12. 1974, *C. P. A. M. Selestat v. Ass. du Football Club d'Andlau* J. C. P., 1975 II, 18103 note Ruzié; E. L. R. 1977 / 5, 384; *C. A. Paris* 5. 7. 1975, *Fonderies de Roubaix-Watrelas v. Sté. nouvelle des Fonderies Roux et Sté. des Fonderies J. O. L.* E. L. R. 1977 / 5, 387; A. F. D. I. 1976, 906.
- (147) *C. A. Paris* 1. 12. 71, *Murrin v. Caisse Régionale d'assurance Maladie de Paris* [1972] C. M. L. R. 889.
- (148) *Cass. comm. cit. Garoche v. Striker Boats*; ref. to *Beguelin* [1972] C. M. L. R. 81, *Cass. comm.* 28. 1. 1975, *Devarlet v. Sté. anonyme européenne de brasseries et autres*, A. F. D. I. 1976, 903, 904; ref. to *Case 23 / 67 Brasserie de Haecht v. Wilhli* Nr. 1; *Cass. comm.* 16. 2. 77, *Soc. Tissages Filotex v. Soc. Besnier Filotex* E. L. R. 1977 / 5,

- p. 388; ref. to Case 119/75, *Terrapin v. Terranova*.
- (22) C. E. 19. 6. 64 cit. and implied application of this doctrine in C. F. 27. 1. 1967, *Syndicat des Importateurs Français des Produits laitiers et autres* [1968] C. M. L. R. 81; *Bebr, I. C. Q.* 1977, 241, 266.
- (23) C. E. 5. 11. 71, cit. note 132.
- (24) C. E. 18. 74, *Union des minotiers de la Champagne*, D. 1974, I, 739, note Boulard.
- (25) *Ibid.*
- (26) C. E. 28. 6. 1974, *Bebr, I. C. L. Q.* 1977, p. 270.
- (27) *Trib. de Commerce de Nice* 8. 2. 71, *Beguelin Import Co. and another v. G. L. Import Export S. A. and others* [1972] C. M. L. R. 81, 85.
- (28) C. A. *Colmar* 15. 11. 67, *Sartnapschafi v. Freund and another*, cit. note 134, p. 84.
- (29) Rousseau, *La Constitution de 1958 et les traités internationaux*, Hommage Bas-devant, p. 471.
- (30) Rideau' *L'autorité des traités en droit français*, note on C. C. 15. 1. 75, C. D. E. 1975, p. 606, 619; Ruzié, *op. cit.*, note 6, p. 575.
- (31) Rideau, *op. cit.*, 617; Ruzié, note on C. C. 30. 12. 76, J. D. I. 1977, p. 77.
- (32) Ruzié, *op. cit.*, 81; Ress, *op. cit.*, note 38, p. 458, fn. 29.
- (33) Rideau' *ibid.*
- (34) *Id.* 620, 621.
- (35) Lagarde, *La condition de réciprocité dans l'application des traités internationaux: son appréciation par le juge interne*, R. C. D. I. P. 1975, 2.
- (36) Affirmatively Rideau, *op. cit.*, 618; also C. C. 15. 1. 75: 'la réalisation de cette condition peut varier selon le comportement du ou des Etats signataires.'
- (37) *Ibid.*
- (38) Dubouis, *op. cit.*, note 70, p. 22.

- (99) McNair, *Termination et dissolution des traités*, RdC 1928 II, p. 519f; Nisot, *L'exception 'non adimpleti contractus' en droit international*, R. G. D. I. P. 1970, p. 668-673; Dinh, *op. cit.*, note 3, p. 869; Ruzié, J. D. I. 1975, p. 254.
- (100) Article 60 § 5 Vienna Convention on the Law of Treaties of 23 May, 1969; Rivero, note on C. C. 15. 1. 75, A. J. D. A. 1975, p. 134, 135.
- (101) Article 60 § 1, 2; the Convention, to which France is not a party, is not yet in force.
- (102) Dinh, *op. cit.*, 885.
- (103) Rideau, *op. cit.*, note 157, p. 618.
- (104) Dinh, 872; Ruzié, *op. cit.*, note 48, p. 255.
- (105) Cf. Case 90-91/63 *op. cit.*, note 109.
- (106) F. Rohmer and F. Teigen, *op. cit.*, note 27, p. 384f.
- (107) *Cass. on. mixte* 24. 5. 75.
- (108) C. C. 15. 1. 75 *loc. cit.*, note 157, p. 608f; see also *Re Direct Elections to the European Assembly* [1977] 1 C. M. L. R. 121 and note 158.
- (109) Implied recognition of 'reciprocity's' operational quality in Article 55' Lagarde, *op. cit.*, note 162 29; Dinh, *op. cit.*, note 3, 885.
- (110) Case 6/64 *Costa v. Enel*; supremacy was first discreetly mentioned in *Humblet* Case 6/60, Rec. VI, 1960, p. 1146; Rohmer and Teigen *op. cit.*, note 27, p. 387, 388; Case 38/77 *Enka B. V. v. Inspecteur der Invoerrechten en Accijnzen* [1978] 2 C. M. L. R. 212, 230.
- (111) Case 97/71 *Orsolina Leonisio v. Italian Ministry of Agriculture and Forestry* [1973] C. M. L. R. 343; Case 50/76 *Amsterdam Bulb BV v. Productieschap voor Stergewassen* [1977] C. M. L. R. 218.
- (112) Case/8471 *Marimer v. Italy* [1972] C. M. L. R. 907, 913; Case 34/73 *Variola v. Admin. finances Rép. italienne* [1973] E. C. R. 981.
- (113) Case 40/69 *Hauptzollamt Hamburg-Oberelbe v. Firma G. Bollmann* [1970] C. M. L. R. 141.

- (81) Case 48 / 71 *Commission v. Italian Republic* [1972] C. M. L. R. 699.
- (82) Case 33 / 69 *Commission v. Italy* [1971] C. M. L. R. 466.
- (83) Case 31 / 69 *Commission v. Italy* [1970] C. M. L. R. 175.
- (84) Case 13 / 68 *Salgoil S. p. A. v. Foreign Trade Ministry of the Italian Republic* [1969] C. M. L. R. 181; Case 39 / 70 *Norddeutsches Vieh-und Fleischkontor GmbH v. Hauptzollamt Hamburg-St. Annen* [1971] C. M. L. R. 260; also submissions of Advocate General Römer in Case 84 / 71 *cit.*; Case 33 / 76 *Rewe-Zentralfinanz eG and Rewe-Zentral AG. v. Landwirtschaftskammer für das Saarland* [1977] 1 C. M. L. R. 533; Case 106 / 77 *Sinmenthal, op cit.*, note 68.
- (85) Case 94 / 71 *Schluter & Mlack v. Hauptzollamt Hamburg-Jonas* [1973] C. M. L. R. 113; Bouland note on C. E. 18. 1. 74, note 151, p. 742.
- (86) Cf. Articles 36, 48, 56, 66 EEC, Cases 41 / 74 *Van Duyn v. Home Office cit.* Case 67 / 74 *Bonignore v. Oberstadtdirektor der Stadt Köln* [1975] E. C. R. 267; Case 36 / 75 *Roland Rutli v. French Minister of the Interior* [1975] E. C. R. 1219; [1976] C. M. L. R. 140; Case 48 / 75 *Royer v. Min. of the Interior* [1976] E. C. R. 497; Case 118 / 75 *The State v. Watson and Bollmann* [1976] E. C. R. 1185; [1976] C. M. L. R. 552; Case 30 / 77 *Regina v. Boucherau* [1978] 2 W. L. R. 250; Woodlidge, *Free Movement of EEC Nationals; The Limitation Based on Public Policy and Public Security*, 2 E. L. R. 1977 / 3, p. 190.
- (87) Article 86 / 1 ECSC, 5 / 1 EEC, 192 / 1 Euratom; Zuleeg, *The Relationship of Community law to National Law*, International Journal of Law Libraries, Vol. 5, Nr. 1 / 1977, p. 5.
- (88) Lagrange, *Du conflit entre loi en traité en droit communautaire et en droit interne*, R. T. D. E. 1975.
- (89) Cf. Case 97 / 71, *cit.* notes 32, 33.
- (90) Rideau, *op. cit.*, note 3, 902.
- (91) Ehle, *Monatsschrift für deutsches Recht* 1964, p. 13 Ehle 19, 抵触する国内法に對する直接適用可能な共同体法の自動的優越性がなければ、個人の権利の保護が弱められる、と考える。しかしながら、「裁判所が保護すべき個人の権利」か



- と表現された「判例」は「判例を要する」。 Case 26 / 62 *Van Gend en Loos* to 'le juge national... a l'obligation d'assurer le plein effet de ces normes' in Case 106 / 77, cit. note 68.
- (182) Zuleeg, *op. cit.*, note 168, p. 18; Cass. crim. *Riff* cit. note 135; Case 38 / 77, *loc. cit.* note 177, p. 230.
- (183) Mertens de Wilmars, *Les enseignements communautaires des jurisprudences nationales*, R. T. D. E. 1970, p. 454, 468; Zuleeg, *op. cit.*, 8, 9.
- (184) Ruzié, *op. cit.*, note 67, p. 124.
- (185) Case 106 / 77, cit. note 68.
- (186) Cf. note 105.
- (187) Constantinesco, *op. cit.*, note 67, p. 260; Rohmer and Teitgen, *op. cit.*, note 27, 382; Ress, *op. cit.*, note 38, 456
- (188) Constantinesco, *op. cit.*, 265.
- (189) Druesme, *La primauté du droit communautaire sur le droit interne*, *Revue du Marché Commun* 1975, p. 378, 379
- (190) Cass. civ. 22. 12. 1931 *Sanchez v. Gozland. Clunet*, 1932, p. 683; Kiss, *op. cit.*, note 69, p. 437.
- (191) For references to decisions of lower courts cf. Druesme, *op. cit.*, 380 fn. 2.
- (192) But see now C. C. 15. 1. 75, note 214 and consistent criticism of this view by the doctrine: Ruzié, *op. cit.*, note 48, 261; Rideau, *op. cit.*, note 157, 627; Dubouis, *op. cit.*, note 70, 52.
- (193) Reuter, *op. cit.*, note 2, 23.
- (194) Rideau, *op. cit.*, note 4, 164.
- (195) Cass. crim. 19. 2. 64, *Riff*, *op. cit.*, note 135.
- (196) C. A. Paris 26. 1. 63, *Soc. Union nationale des économies familiales (UNEF) v. Consten*, D. 1963, 189, note J. Robert; *Trib. de commerce de Marseille* 13. 5. 64, *Compagnie française Telefunken* cit. note 136; *Cour de Paris* 7. 7. 65 cit. note 116.
- (197) Cass. crim. 18. 2. 1971, *Mehfessel*, D. 1971, 525.
- (198) Rambaud, *op. cit.*, note 58, pp. 618, 633.

- (209) Constantinesco, *op. cit.*, note 67, 272.
- (210) Ruzié, *op. cit.*, note 48, 262.
- (211) For an example in judicial courts see C. A. Colmar 15. 11. 67, cit. note 134; *Cass. crim.* cit. note 118; and in administrative courts: T. A. Paris 16. 3. 71, *Garot* cit. note 135; Rohmer and Teigen *op. cit.*, note 27, 387.
- (212) *Cass. ch. mixte* 23. 5. 1975, *Dir. Gén. des Douanes v. Soc. des cafés Jacques Vabre et SARL J. Weigel*, D. 1975, 497, [1975] C. M. L. R. 336.
- (213) Quote from Simon, *Enforcement by French Courts of European Community Law-II*, 92 L. Q. R. 1976, p. 851, 91.
- (214) C. C. 15. 1. 75, D. 1975, p. 529, note Hamon.
- (215) Previously a combination of the 'lex posterior rule' with Article 55 of the French Constitution 1958.
- (216) Since *Cour de Paris* 7. 7. 65 cit. note 116.
- (217) Simon, *op. cit.*, 91.
- (218) Rohmer and Teigen, *op. cit.*, note 27, 394.
- (219) *Cass. civ.* 15. 12. 75, [1976] 2 C. M. L. R. 152; A. F. D. I. 1976, 903.
- (220) *Tribunal partiaire des baux ruraux de Melun*, 15. 6. 73, [1976] 2 C. M. L. R. 158.
- (221) Case 2/74, [1974] E. C. R. 631.
- (222) Rohmer and Teigen, *op. cit.*, note 27, 394.
- (223) *Id.* 393f.
- (224) Doubled by Ruzié, *op. cit.*, note 48, 262f; Dinh, *op. cit.*, note 3, 876.
- (225) C. E. 22. 12. 61, S. N. C. F. cit. note 127; C. E. 7. 4. 65, *Hurni*, *Rec. Conseil d'Etat* 226.
- (226) Dubouis, *op. cit.*, note 70, 52.
- (227) *Id.*, 53.

## 六、結 論

Jacques Vabre 事件での破毀院の有名な判決は、伝統的な司法部の態度の変更を推進したかもしれない。即ち、裁判官は、今日、共同体法に正当な効果を与えることにより積極的である。しかし、この事件は、フランス裁判所の過去の態度から突然の断絶としてではなく、むしろ、相対的に緩慢な過程をたどったフランス裁判所の思考の発展段階の頂点と考えられるべきである。フランス裁判所が、必ずや、Jacques Vabre 事件や von Kempis 事件で採られたアプローチに追随すると予測することは、決して穩当ではないであろう。これらの判決の中で明示されたアプローチは、唐突なものでなく、共同体法の本質的な法的枠組みを、実行上ある種の形で、徐々に受入れられてきたことの結果であるという事実により、多少慎重な樂觀主義が、正当化されよう。

これらの発展についての、より現実的な見解によれば、フランス諸裁判所が、共同体法へのそのアプローチを変更して、フランス憲法五五条になんら言及することなく、共同体法の特別な本来の性質によってその優位性を受入れるまでには、さらに一定の適応期間を経ることになるだろう、と示唆されている。

しかし、フランス諸裁判所は、国内法と国際条約の間の抵觸を解決するのに、五五条や他の伝統的技術を放棄することを好まないであろう。そして、Vabre 事件で破毀院が採った、五五条と、共同体法の特別な本来の性質の双方に依拠した、混合的な解決策に従う途を選択するであろう。

だが、裁判所は、国内法と共同体法との間の抵觸の解決を、現実求められているであろうか。共同体法秩序に由来する法規が、国内法秩序に由来するそれらと抵觸する、と真実言いうるであろうか。共同体法優位の原則は、その統一適用という有益な効果を確保するため、構成国の憲法上の特殊性を超越する。そうすることにより、共同体法優位の原則は、法的というよりむしろ最終的政治目標を保護するのであって、その目標の実現は、もとより裁判所において異議申立てを受ける余地があつてはならないものである。結論として言えば、国内法規範と共同体法規範との間には、なんらの平等性も比較可能性もない。この理由により、共同

体法規範を適用しなければならない国内裁判所は、自国の法制度を共同体法制度の下位に置くことによって、牴触を解決することを要求されるのではなく、相異なる法制度のそれぞれに特有の権能を決定するよう要求されるのである。

「後法優位」という年代ものの衝突規則は、既述のように、条約を国内制定法と同格視することを意味する。他方、五五条の規則は、国際条約が国内法に優位すると宣言しているにもかかわらず、むしろ両者を同格視する仕方では解釈されてきた。蓋し、フランス諸裁判所は、自らに後法たるフランス制定法を無視する権限がないと考えるからである。しかしながら、五五条がたとえフランス諸裁判所による五五条の実務が適切なものであったとしても、そのような実施が、相互性あるいは全く憲法上の制約に服さない共同体法の絶対的優位性の要件には、合致しなかったであろうことが、想起されねばならない。また、von Kempis 事件の判決が他のフランス裁判所により踏襲されるとすれば、五五条が将来大きな重要性をもつとは予想されないであろう。

国際条約と共同体条約それぞれに対するフランス司法部の態度は、戦後のフランス憲法並びにヨーロッパ共同体の創設に先行する、司法部の伝統によって、根強く形成されてきた。前法たる国内法と後法たる条約との間の牴触は、「後法優位」の法諺に従って、常に後者が優位するように解決された。このような技術は、五五条の採用が可能であるにもかかわらず、条約と後法たる制定法との牴触にも適用された。

さまざまな理由から、後法たる制定法が、前法たる条約に優位するとして取扱われてきた。即ち、裁判所は、国内制定法が条約と合致すると解釈するか、あるいは、条約を制限的に解釈することによって、牴触の存在を否定してきたのである。また、裁判所は、自ら立法の合憲性を判断する権限がないとの理由で、後法たる制定法を適用しえないと宣言することを拒否してきた。従って、五五条は、制定法と後法たる条約との牴触に関して、實際上実効性をもたなくなったために、同条は牴触規則としてのその有用性を著しく減じる形で、解釈されてきた。

明らかに、Vabre 事件で採用された新しいアプローチは、後法優位原則に基づく以前の技術に比べ、幾分進んだものであるが、それ以上に要請される、共同体的裁判所が採用したアプローチを、いまなお十分には受入れていないのである。

最近の von Kempis 事件において、はじめて破毀院は、前法たる国内制定法に共同体法が優位するための唯一の正当な根拠として、共同体の特別な本来の性質を承認する方向に向って幾分前進した。このことは、伝統的な司法部の態度の重要な転換を示すことは確かである。しかし、若干の他の裁判所、ことにコンセイユ・デタの影響下にある裁判所の反抗によって、再び試練を受けることになろう。

*ubi paria ibi bene* (祖国在るところすべてよし) の理念が、フランス大統領、シャルルド・ゴールの共同体市場に対する政治哲学と態度の中に事実上内在していたように思われる。フランス諸裁判所によって採られた慎重な態度から見ると、この表現を修正して、*ubi lex communis ibi bene* (共同体法在るところすべてよし) と読みかえるのは、おそらく時期尚早であろう。

〔以上〕